

林地開発許可申請の手引き

(令和8年10月～)



令和8年10月

福島県農林水産部

目 次

1	林地開発許可制度の趣旨	1
2	規制の対象	1
3	許可の基準	1
4	林地開発許可制度の体系図	2
5	審査基準	3
6	技術的細則	17
7	許可申請の手続き	34
第 1	申請事務手続きに関する規定	34
第 2	許可申請に当たっての留意事項	41
第 3	水害の防止に関する設計上の留意事項	47
第 4	申請書類記載例と申請の要点	53
	要綱様式第 1 号 林地開発許可申請書	53
	様式 2 計画説明書	56
	参考様式 2-1 開発事業区域内土地明細表	61
	参考様式 2-1-1 付属表Ⅰ	63
	参考様式 2-1-2 付属表Ⅱ	64
	参考様式 3 残置森林等保全管理計画概要書	65
	参考様式 3-1 残置又は造成する森林（緑地）の 維持管理に関する協定書	68
	参考様式 4 一時利用計画概要書	69
	参考様式 5 資金計画書	70
	参考様式 9 公共施設管理者の同意書	73
	参考様式 11 公共施設管理予定者との協議書	75
	参考様式 10 用排水施設管理者の同意書	79
	参考様式 7 水利用実態整理表	80
	参考様式 12 水利権者の同意書	82
	参考様式 13 環境保全に関する協定書	84
	参考様式 8 開発行為同意書	86
	位置図、区域図	88
	現況図、流域現況図	90
	参考様式 6 水害防止施設の必要性検討表	93
	土地利用計画図（切盛、完成）	94
	防災計画図（防災施設等の設計図）	97
	設計根拠資料	99
	建築物等の概要図	101
	実施工程表	103
8	申請書様式	104
9	標準処理期間	123

1 林地開発許可制度の趣旨

私たちの暮らしを豊かにし、心に安らぎを与えてくれる森林。きれいな水や空気を育んだり、さまざまな災害を防いでくれたり、気づかないところでも森林は私たちの生活を守ってくれています。こうした森林の働きがあるからこそ、毎日安心して暮らすことができます。

こうした森林の働きが、無秩序な開発によって脅かされることのないよう、森林法第10条の2により一定のルールが定められています。

それが『林地開発許可制度』です。

2 規 制 の 対 象

(1) 対象となる森林の区域

知事がたてた地域森林計画の対象となる民有林*で、保安林や保安施設地区及び海岸保全区域に指定されていない森林です。開発を計画している森林が、国有林や保安林でなければ、ほとんどの場合該当します。

※ 地域森林計画の対象民有林については、開発を予定している場所を管轄する農林事務所森林林業部で確認してください。

(2) 対象となる開発行為

地域森林計画の対象民有林を、土石の採掘、林地以外への転用造成など、土地の形質を変える行為によって1ヘクタールを超えて開発する場合に知事の許可が必要となります。また、令和5年4月1日から「太陽光発電設備の設置」を目的とした開発行為にあっては0.5ヘクタールを超えて開発する場合に知事の許可が必要となりました。

なお、次のような開発行為も許可が必要な開発行為に該当しますので注意してください。

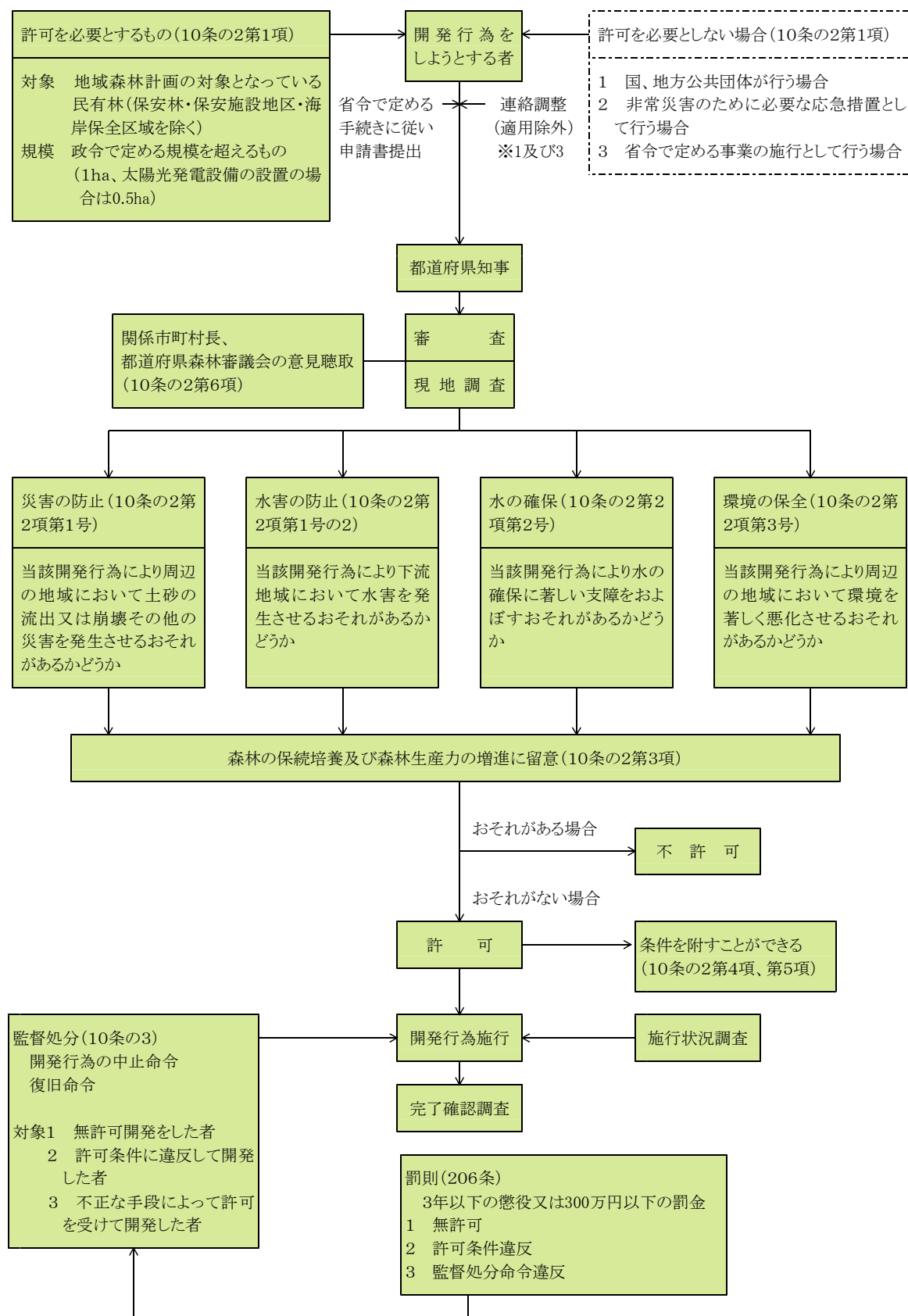
- ① 道路だけの造成にあっては、有効幅員が3メートルを超えるもので、土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超えるとき。
- ② 森林所有者などが共同で開発を行う場合で、それぞれの開発森林面積が1ヘクタール以下であっても、全体の開発森林面積が1ヘクタールを超えるとき。
- ③ 何年にもわたって開発を行う場合、各年の開発面積が1ヘクタール以下であっても、最終的な開発面積が1ヘクタールを超えるとき。

3 許 可 の 基 準

開発によって、森林のもつ重要な働きが損なわれないことが許可の基準です。具体的には、次の4つの基準を必ず満たし、適切に森林を残して周辺の環境が急変しないよう、十分に配慮した開発計画としなければなりません。

- (1) 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号）
- (2) 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2）
- (3) 水の確保（森林法第10条の2第2項第2号）
- (4) 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号）

4 林地開発許可制度の体系図



5 審査基準

第1 手続上の要件

1 事業の確実性

次の事項全てに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であるかを確認します。

運用基準第4

- (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

2(1)

- (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること(規則第4条第2号)。

2(2)

これは、原則として申請書の受理の時点において開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全員の同意を申請者が得ていることを要します。

- (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可、その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

2(3)

また、環境影響評価法又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続状況も確認できること。

- (4) 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。

2(4)

また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認します。

- (5) 開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることが明らかであること。

2(5)

2 必要最小限度の面積

運用基準第4

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これをしんしゃくして決められたものであること。)が明らかであるかを確認します。

2(7)

3 全体計画との整合性

運用基準第4

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであるかを確認します。

2(8)

4 一時利用後の措置

運用基準第4

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであるかを確認します。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいいます。

2(9)

5 周辺の森林施業への配慮

運用基準第4

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な

2(10)

配慮がなされていることが明らかであることを確認します。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当します。	
6 周辺住民の生活・産業活動への配慮 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであることを確認します。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当します。	運用基準第4 2(11)
第2－1 災害の防止関係	
「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。	法第10条の2 第2項第1号
1 土砂の移動量 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。 具体的には、スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ない場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減してください。また、ゴルフ場の造成に係る切土量・盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下としています。	運用基準第4 3(1)
2 切土、盛土又は捨土 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	運用基準第4 3(2)
3 法面崩壊防止の措置 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	運用基準第4 3(3)

4 法面保護の措置	運用基準第4
切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。	3(4)
5 土砂流出防止の措置	運用基準第4
開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	3(5)
6 排水施設	運用基準第4
雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。	3(6)
7 洪水調節池等の設置等	運用基準第4
下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	3(7)
8 静砂垣等の設置等	運用基準第4
飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。	3(8)
9 仮設の防災施設等の設置等	運用基準第4
開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。	3(9)
10 防災施設等の維持管理	運用基準第4
(ア) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。	3(10)
(イ) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(ア)と同様に計画書に記載されていること。	
11 技術的細則	運用基準第3
技術的細則は、P.17を参照してください。なお、都市計画法や盛土規制法の許可基準に適合する場合は、上記によらずとも災害の防止に関する基準に適合するものとします。	1(1) 第4 3(11)

第2-2 水害の防止関係

「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。

具体的には、開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであるかを確認します。

法第10条の2
第2項第1号
の2

運用基準第4
4

1 ピーク流量が増加するか否かの判断

運用基準第4
4(1)

当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1パーセント以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることのできない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして別に定める雨量強度におけるピーク流量を流下させることのできない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければなりません。

2 技術的細則

運用基準第3

技術的細則は、P.17を参照してください。なお、都市計画法の許可基準に適合する場合は、上記によらずとも水害の防止に関する基準に適合するものとします。

※ 水害の防止に関する設計上の留意事項についてはP.47を参照してください。

1(1)
第4 4(2)

3 仮設の洪水調整池等を設置する場合の留意点

運用基準第4
4(3)

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調節池等であって仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調節池等を設置する場合に準じて行われていること。

4 洪水調節池等の維持管理方法の計画書への記載

運用基準第4
4(4),(5)

開発行為の施行中において、設置した洪水調節池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該施設の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載すること。

また、開発行為完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理方法も同様に計画書へ記載すること。

第2-3 水源のかん養関係

「当該行為をする森林の現に有する水源かん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。

法第10条の2
第2項第2号

1 貯水池等の設置等

運用基準第4
5(1)

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 沈砂池の設置等

運用基準第4
5(2)

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

3 仮設の貯水池等を設置する場合の留意点

運用基準第4
5(3)

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

4 貯水池等の維持管理方法の計画書への記載

運用基準第4
5(4)

開発行為の施行中において、設置した貯水池が十分にその機能を発揮できるよう、当該施設の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載すること。

また、開発行為完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理方法も同様に計画書へ記載すること。

第2-4 環境の保全関係

「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。

法第10条の2
第2項第3号

1 森林又は緑地の残置又は造成

運用基準第4
6(1)

開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在

し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)において開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われることが明らかであることを確認します。

これは、森林の有する公益的機能には、施設の配置によって代替補完されないものもあるため、森林を開発転用する場合には長年かかって形成された土壌を含め現況森林をできるだけ保全し、それらの機能の確保を図るという趣旨です。

(1) 相当面積の残置森林等の配置について

森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成される必要があります。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用は厳正に行っています。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合は、表1の「事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合」によるものとします。

また、残置森林等は、表1の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていることが必要です。

なお、表1に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、表1に準じて適切に配置されていることが必要です。

なお、事業の途中に開発行為の目的が変更される場合は、最終的な目的に準じた残置森林等の配置が必要となることにご留意ください。

運用基準第4
6(1)(ア)

表1

開発行為の目的		事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別 荘 地 の 造 成	別荘地	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30パーセント以下とする。
ス キ ー 場 の 造 成	スキー場	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴ ル フ 場 の 造 成	ゴルフ場 (9ホール以上)	森林率はおおむね50パーセント以上とする。 (残置森林率は、おおむね40パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。
宿 泊 施 設 ・ レ ジ ャ ー 施 設 の 設 置	ホテル、旅館、ペンション、リゾートマンション、コンドミニウム等 総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、サーキット場、スポーツセンター、墓地公園(混在しているもの)、ゴルフ練習場等	森林率はおおむね50パーセント以上とする。 (残置森林率は、おおむね40パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工 場 ・ 事 業 場 の 設 置	製造工場、加工工場、流通センター、ショッピングセンター、トラックターミナル等、病院、福祉施設、研修所、駐車場、自動車教習所、資材置き場、墓地、博物館、神社等 産業廃棄物処理施設、養鶏・養豚場、学校用地	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の目的		事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
住宅団地の造成	住宅団地等	森林率はおおむね20パーセント以上とする。 (緑地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘	砂利、土、岩石、 鉱物採取、 残土処理施設、 造林用ブル地拵え等		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電設備の設置		1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント以上とする。 (残置森林率は、おおむね15パーセント以上) 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合には、4のとおり全て残置森林)を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合には、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林または造成森林(概ね30ヘクタール以上のうち一部又は全部は残置森林)を配置する。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合には、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないよう概ね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林等を配置する。

- 注1 「残置森林率」とは、残置森林(P.14「参考 用語の説明」4参照)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいいます。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に取り扱うことが適切でないことによるものです。
- 注2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林(若齢林を含む。)及び造成森林(P.14「参考 用語の説明」5参照)の面積の割合をいいます。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えありませんが、土壌条件、植

運用基準
別記2 注1

運用基準
別記2 注2

裁方法、本数等からして林叢状態を呈しない^{そう}と見込まれるものは対象としません。	
注3 「残置し又は造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなりますが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨です。	運用基準 別記2 注3
注4 開発行為の目的等について a 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指します。 b 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これを含め取り扱います。 c 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指します。なお、リゾートマンション、 condominium等所有者等が複数となる建築物等もこれに含めます。 d 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指します。 e 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指します。 f 表1に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用します。 g 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用します。	運用基準 別記2 注4
この場合、残置森林又は造成森林(住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。)は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいのですが、施設の配置計画等から見てやむを得ないものと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林又は造成森林を配置してください。	
注5 工場・事業場及びレジャー施設の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね20ヘクタール以下、おおむね5ヘクタール以下とされていますが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ20ヘクタール、5ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとしています。	運用基準 別記2 注5
注6 工場、事業場設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指します。	運用基準 別記2 注6
注7 住宅団地造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして扱っています。 (ア) 公園・緑地・広場 (イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン (ウ) 緑地帯、緑道	運用基準 別記2 注7

(エ) 法面緑地

(オ) その他上記に類するもの

注8 「ゲレンデ等」とは滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいいます。

注9 開発目的が「工場、事業場の設置」及び「住宅団地の造成」、「太陽光発電設備の設置」で、事業区域の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の場合には「極力周辺部に森林・緑地を配置する」とありますが、福島県では表2の森林幅以上で計画することを認めています。

注10 太陽光発電設備の設置においては、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画としてください。

表2

事業区域の開発行為に係る面積	周辺部森林幅
15ヘクタール以上から20ヘクタール未満	おおむね25メートル以上
10ヘクタール以上から15ヘクタール未満	おおむね20メートル以上
5ヘクタール以上から10ヘクタール未満	おおむね15メートル以上
1ヘクタール超から 5ヘクタール未満	おおむね10メートル以上
0.5ヘクタール超から1ヘクタール以下	おおむね 5メートル以上

(2) 造成する森林について

必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表3を標準として均等に分布するよう植栽してください。なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ500本／ヘクタール～1,000本／ヘクタールの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えありません。

また、以上によらない植栽を計画する場合は、市町村森林整備計画に基づくものとし、植栽が実施される区域において適正な管理が可能な計画としてください。

表3

樹 高	植栽本数(1ヘクタール当たり)
1. 0m以上	2, 000本
2. 0m以上	1, 500本
3. 0m以上	1, 000本

(3) 「表1に準じて適切に措置されていること。」の運用

道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、

運用基準

別記2 注8

運用基準

別記2 注9

別記3 第3

運用基準

別記3 第3

運用基準第4

6(1)(イ)

運用基準第4

6(1)(ウ)

森林の残置又は造成が行われないことを認めています。	運用基準第4 6(2)
2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの保全等 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであるか確認します。 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含みます。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含みます。	
3 景観の維持 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであるか確認します。 特に、土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地(土捨て場を含む)の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査します。 なお、景観形成に関する市町村の条例又は福島県景観条例(平成10年福島県条例第13号、窓口:各地方振興局)を遵守する必要があります。	運用基準第4 6(3)
4 残置森林の維持管理 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであることを確認します。 残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいですが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として、将来にわたり保全又は形成に努めるものとします。 また、事業区域内に残置し、又は造成した森林については、地域森林計画の対象森林とすることを原則とし、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業を行うものとします。 残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととします。 さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を行います。 なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなど対応してください。	運用基準第4 6(4)

参考 用語の説明

1 開発行為をしようとする区域(事業区域)

事業者が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、農道及び水路等の全ての土地を含んだ区域をいい、現に土地の形質の変更等(すなわち開発行為)を行う土地のみならず、土地の形質の変更はしないが、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいう。

2 開発行為をしようとする森林の区域

開発行為に係る森林と残置する森林を合わせた森林のことをいう(すなわち事業区域に含まれる森林のこと)。

3 開発行為に係る森林の区域

土地の形質の変更等(即ち開発行為)を行う森林のことをいう。

4 残置森林

森林の現況のまま保全する森林をいう。

ただし、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林(15年生以下の森林とする。)については、残置森林率の算定対象としない。

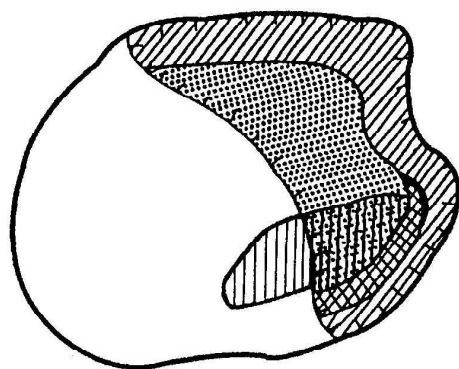
$$\text{残置森林率} = \frac{\text{開発行為をしようとする森林区域内の林齢16年生以上の残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域の面積}} \times 100$$

5 造成森林

土地の形質の変更を行った後に植栽により造成する森林をいう。

ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としない。

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{開発行為をしようとする事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域の面積}} \times 100$$



-  事業区域
-  開発行為をしようとする森林の区域
-  開発行為に係る森林の区域
-  残置する森林(16年生以上)
-  残置する森林(15年生以下)
-  造成森林

第3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、第1及び第2のほか、以下について確認します。

運用基準第4
7
別記3

1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずること、また、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後の原状回復等に関する記載があることについて確認します。

これは、太陽光発電施設に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮しているためです。

2 災害を発生させるおそれに関する事項

(1) 自然斜面への設置について

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設が確実に設置されていることを確認します。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設が確実に設置されていることを確認します。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設の設置が必要です。

※ここでいう「自然斜面」とは、支持杭等の設置に伴う点的又は局所的な地形の改変を除き、面的な切土、盛土、整地又は段切りを行わず、現地形をおおむね維持する斜面をいいます。

自然斜面への設置方法としては、歩行式掘削機等の斜面对応型作業機械を使用し、パネル設置区域の面的な造成を行わずに支持杭を施工する方法等が想定されます。

自然斜面への設置として計画する場合は、使用機械、搬入・走行経路、施工方法及び施工前後の地形を施工計画により確認し、重機の走行又は据付けのため、連続的な走行路若しくは平坦面を造成する区域は、自然斜面としてではなく、土工を行う区域として取り扱います。

(2) 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考

慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次の内容について確認します。

ア 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、「土砂流出防止対策基準」Ⅳ－2－(2)－アの表(流出係数)によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

イ 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、「土砂流出防止対策基準」Ⅳ－3の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることを確認します。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることを確認します。

3 その他の配慮事項

(1) 住民説明会の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組の実施について確認します。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に対話していることを確認します。

(2) 景観への配慮について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするなどの配慮がなされていることを確認します。

6 技術的細則

福島県においては、森林法に基づく技術基準の他、都市計画法と共通の防災基準を定めており、これらの技術基準を満たすことが必要となります。

また、開発行為を実行するに当たって、他に取得しなければならない許認可がある場合で、開発の主たる目的の法令等により明確な基準がある場合には、その基準を尊重しますが、この場合にあつては、原則として、より安全側に立ち、その基準を管轄する部局の指導を受けて設計してください。

なお、森林法第10条の2第2項第一の二号の規定に基づき、防災調節池・調整池を設置する場合は、その設計雨量が確実に流入するよう対策を講じてください。

土砂流出防止対策基準（抜粋）

II 土工

1 盛土材料

盛土材料としては、せん断強度が大きく、圧縮性の小さい土を使用し、ベントナイト、温泉余土、酸性白土や有機質を含んだ土は使用してはならない。

2 盛土高

盛土の高さは、原則として最高15mまでとし、直高5m毎に幅1m以上の小段を設置するものとする。

3 盛土勾配

(1) 盛土法面の勾配は35度（1.5割）より緩い勾配で仕上げなければならない。

(2) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、完了検査終了時において、 $F_s \geq 1.5$ を標準とする。

ただし、入念な調査に基づいて確実性の高い安定計算を行い、かつ、土地利用計画上也支障ないものと判断される場合には、盛土のり面の安定に必要な最小安全率を、完了検査終了時において、 $F_s \geq 1.2$ とすることができる。

(3) 次のような場合は、擁壁の設置を必要とする。

ア 盛土の法面の勾配が上記(1)によることが困難であるか若しくは適当でない場合。

イ 人家、学校、道路等に近接しかつ法面の勾配が30度（1.7割）より急で高さが1mを超える場合。

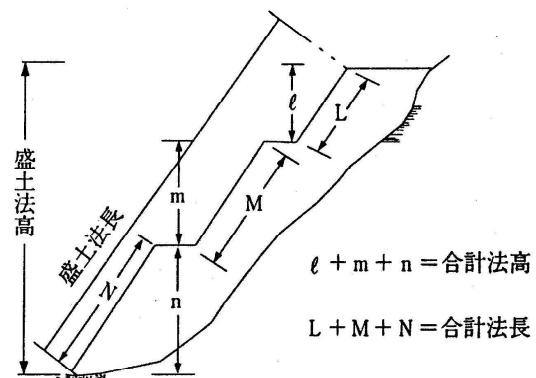
ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りではない。

4 盛土法面処理

(1) 法面は植生による保護を原則とし、裸地で残してはならない。

(2) 法面の長さが合計20m以上となる場合は、少なくとも法長の1/3以上は、擁壁工、法わく工等の永久工作物とし20m以下についても植生による保護だけでは、法面の浸蝕を防止できない場合は、これに準じて取扱うものとする。

(3) 法面の末端が流れに接触する場合には盛土の高さにかかわらずその溪流の計画高水位に余裕高を加えた高さまでは、永久工作物で法面を処理しなければならない。



5 盛土の禁止地域

地下水位が高く浸透水及び湧水の多い区域、軟弱な基礎地盤区域には盛土は原則として認めない。

6 溪流に対する盛土

(1) 溪流に対し、残流域の生ずる埋立ては、極力避けるものとする。

ただし、流域面積0.1平方キロメートル以下で下流に対して土砂流出による被害の発生するおそれのないものはこの限りではない。

(2) 上記ただし書きの埋立てを行う場合には、埋める以前の溪流にそった縦断面図に基づいて最も危険と推定されるスベリ面について安定計算を行い、安全率 $F_s \geq 1.2$ とするために法尻に土留め擁壁工を施工する等の処理を行わなければならない。

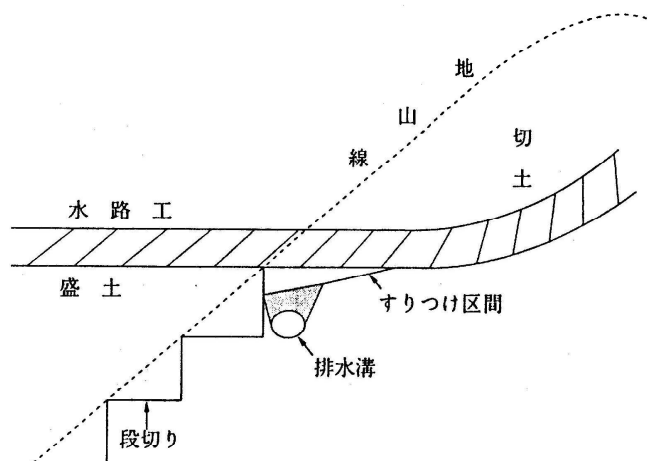
7 盛土と地山の接続

(1) 盛土の周囲の地山と盛土の間には、雨水等が貯留されるような可能性のある窪地を残してはならない。

(2) 現地盤の横断方向の地表勾配が急峻な場合には表土を除去した後に段切を施工し、その上に盛土を行わなければならない。

(3) 排水路等が地山から盛土部分に移行する場合には地山側にすりつけ区間をもうけて水路等の支持力の不連続を避けなければならない。

(4) 地下水位の高い地山を切土する場合、それに接して作る盛土部へ水が流入するのを防止するため接触部の地山側に排水溝等を設け盛土部分外に排水するよう計画すること。



8 盛土の施工

一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講じるものとする。

9 切土

造成地及び附帯道路における切土は、地形、地質その他の自然状況を考慮のうえ、斜面の崩壊に対し安全であるようにしなければならない。

(1) 切土勾配

切土した後の法面の勾配は次表の定めるところによるものとする。

切土のり面の勾配（擁壁を設置しない場合）

のり面の土質 \ のり高	① $H \leq 5 \text{ m}$ (がけの上端からの垂直距離)	② $H > 5 \text{ m}$ (がけの上端からの垂直距離)
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度 (約1:0.2) 以下	60度 (約1:0.6) 以下
風化の著しい岩	50度 (約1:0.9) 以下	40度 (約1:1.2) 以下
砂利、マサ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	45度 (約1:1.0) 以下	35度 (約1:1.5) 以下
上記以外の土質(岩屑、腐植土(黒土)、 埋土、その他これらに類するもの)	30度 (約1:1.8) 以下	30度 (約1:1.8) 以下

なお、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で、勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合。(のり高 15 m を超えるもの)
- 2) のり面が、割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合。
- 3) のり面に湧水等が多い場合。
- 4) のり面及びがけの上端面に雨水が浸透しやすい場合。

(2) 切土法面等保護

ア 切土をした後の法面は、原則として張芝等でおおうものとし、必要に応じて法枠工、張り工、吹きつけ工等でおおい法面上を直接地表水が流れないようにすること。

イ 土砂の切土高が 5.0 メートルを超える場合には、原則として高さ 5.0 メートル毎に幅 0.5 メートル以上の小段を設けることとし小段には、必要に応じて土留め又は排水工を設けるものとする。

ウ 切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるとき又は、湧水等があるときは、すべり防止又は湧水の排除等の措置を講じなければならない。

エ 埋め戻し（盛土を含む。以下同じ）をするときは、埋め戻しをした後の地盤が、雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように必要な措置を講じなければならない。

オ 切土法面の勾配が次のような場合は、擁壁の設置を必要とする。

(ア) 前記(1)の勾配によることが困難であるか、若しくは適当でない場合。

(イ) 人家、学校、道路等に近接しかつ法面の勾配が 30 度（1.7 割）より急で高さが 2.0 メートルを超える場合。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果擁壁等の設置が必要ないと認められる場合又は次のような場合は、この限りでない。

A 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

B 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが 5.0 メートル以下のもの（この場合において、前号に該当する法面の部分により上下に分離された法面の部分があるときは、同号に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面の部分は、連続しているものとみなす）。

土 質	土留施設を要しない 勾 配 の 上 限	土留施設を要する 勾 配 の 下 限
軟岩（風化の著しいものを除く）	(0.55) 60 度	(0.2) 80 度
風化の著しい岩	(1.2) 40 度	(0.8) 50 度
砂利、真砂土に関連した硬質粘土その他これに類するもの	(1.5) 35 度	(1.0) 45 度

参考図解

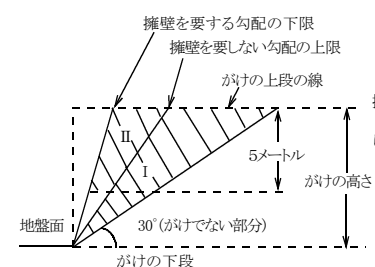
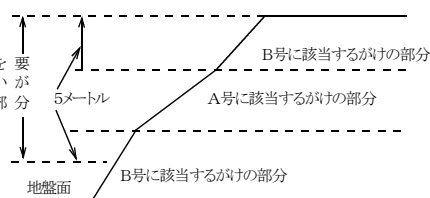
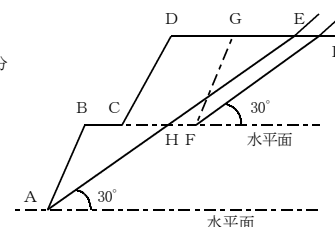


図1 擁壁を要しないがけ又はがけの部分(1)(切断面)



図面2 擁壁を要しないがけ又はがけの部分(2)(切断面)



図面3 一体のがけとみなされるがけ(切断面)

Ⅲ 地すべりに対する処理

1 総則

地形、地質的に地すべり現象が予想される箇所には造成工事を計画してはならない。

やむを得ず地すべり現象が予想される箇所に造成工事をする場合にあっては、次の事項を十分調査検討の上必要な防止対策工を施工すること。

2 盛土

(1) 地すべり安定解析を行って盛土後の安全率が $F_s \geq 1.2$ になるよう防止対策を施工する。

(2) この場合でも造成工事前の地すべり安全率の低下は5パーセント以内とし、それ以上の大土工を計画してはならない。

3 切土

(1) 地すべり末端での切土を計画してはならない。

(2) 地すべり頭部、中腹部での切土により背後地の安定を損なうことのないよう充分調査解析し、切土後の安全率が1.2となるよう防止対策を施工すること。

4 造成にともなう排水施設の設置

(1) 「Ⅳ 排水施設」の基準に従うこと。

(2) 排水施設からの漏水、再浸透があってはならない。

(3) 排水路網には、地すべり防止区域外からの表流水、地下水を合流させてはならない。

(4) 維持管理に容易な位置構造とすること。

5 造成にともなう給水施設の設置

(1) 原則として地中埋設はさけるものとする。

(2) やむを得ず地中埋設とするときは地すべり変動による給水管の損傷がないような構造とし、損傷があった場合でも直ちに修理が可能な位置とすること。

Ⅳ 排水施設

1 総則

(1) 排水施設は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の地形、予定建築物の用途並びに開発区域周辺の降水量等から想定される雨水並びに汚水を有効に排出できるものであること。

(2) 汚水と雨水との排水は、污水管渠により計画時間最大汚水量、計画雨水量をそれぞれ排水できる構造とすること。

(3) 開発区域外の排水施設等との接続

ア あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議が整っていること。

イ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を考慮して区域内の雨水及び下水を有効かつ適切に排水できるように下水道、排水路その他の排水施設又は、河川（一級及び二級河川、河川法を準用する河川、普通河川）その他の公共の水域及び海域に接続すること。

ただし、放流先の排水能力に応じ開発区域内に一時雨水を貯留する必要がある場合は調整池等の施設を設けることを妨げない。

2 計画流量

(1) 計画汚水量の算定

計画日最大汚水量 = 1人1日最大汚水量 × 計画人口

必要に応じて地下水量等を加算すること。

1人1日最大汚水量 = 上水道計画 1人1日最大給水量

計画時間最大汚水量 = 計画1日時間最大汚水量の1時間当りの1.3～1.8倍とすること。

(2) 雨水、排水諸施設を計画する基準となる計画流量は次の式によって算定する。

$$Q_p = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q_p … 最大計画雨水流出量（立方メートル／秒）
 f … 流出係数
 r … 流達時間内の平均降雨強度（ミリメートル／時間）
 A … 流域面積（ヘクタール）

（流出係数）

ア 流出係数は、現地の地形、地質、地表状況および造成目的等により判断するものとし、以下の表を基準とする。

土地利用形態	流出係数	土地利用形態	流出係数
池 等	1.0	水 田	0.7
密 集 市 街 地	0.9	山 地	0.7
一 般 市 街 地	0.8	ゴルフ場造成部分	0.8
畑 ・ 原 野	0.6		

注1 おおむね1割以上の異なる土地利用形態が混在する場合は面積加重平均とすること。

2 密集市街地とは不浸透面積率が40%以上の場合とする。

3 加重平均する場合は小数点第3位を四捨五入とする。

（流達時間）

イ 流達時間は次式により算定する。

$$T = T_1 + T_2$$

T ……流達時間（分）

T_1 ……流入時間（分）

T_2 ……流下時間（分）

(7) 流入時間の算定

A 開発により市街地となる区域については、次の区分による値とする。

区 分	流入時間
人口密度が大きい地区	5 分
人口密度が小さい地区	10 分
平 均	7 分

B 草地、樹林地にあつては、次の式により求めて良い。

$$T_1 = \left(\frac{2}{3} \times 3.28 \cdot \frac{ln}{\sqrt{S}} \right)^{0.467}$$

T_1 … 流入時間（分）

l … 斜面距離（m）

S … 斜面勾配

n … 遅滞係数

※ 遅滞係数は、次表の区分による値とし、開発後芝地となるゴルフ場等にあつては、 $n = 0.2 \sim 0.3$ 、開発前の状態のまま存置する樹林地にあつては $n = 0.6$ が標準となる。

地 覆 状 態	n	地 覆 状 態	n
不浸透面	0.02	森林地（落葉林）	0.60
よく締まった裸地（なめらか）	0.10	森林地（落葉林、深い落葉等堆積地）	0.80
裸地（普通の粗さ）	0.20	森林地（針葉樹林）	0.80
粗草地および耕地	0.20	密草地	0.80
牧草地または普通の草地	0.40		

(イ) 流下時間の算定

$$T_2 = \frac{L}{60V}$$

T_2 … 流下時間（分）

L … 水路の延長（m）

V … 水路内の流速（m/sec）

※ 流速はマンニング公式による。

$$V = \frac{1}{n} R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n … 粗度係数

ヒューム管水路（自由水面） … 0.013

三面張りコンクリート水路 … 0.020

石積等の二面張水路 …… 0.025

素堀り水路 …… 0.030

$$R \cdots \text{径深 (m)} = \frac{\text{流水断面 } A \text{ m}^2}{\text{潤辺長 } P \text{ m}}$$

I … 動水勾配（水路勾配とする）

(降雨強度)

ウ 降雨強度は次によるものとする。

(ア) 流達時間内における平均降雨強度については、「福島県内降雨解析」（福島県河川計画課ホームページ）によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、当該造成地近傍の雨量観測所における資料、解析したものによることができる。

(イ) 開発区域内における排水施設の規模は、10年確率時間雨量以上とする。ただし、放流先の水路、河川等の流下能力又は、砂防指定地等関連調整を必要とする場合は、この限りでない。

3 排水路（造成地内）

(1) 平面開水路

ア 開水路設置の基準となるべき流域面積は、造成後の変更をも含めて考慮し、流域区分を明確にしすべての流量計算はそれに基づいて行うこと。

イ 表面水は原則として開水路によって処理し、浸透水伏流水のみ、暗渠工にて処理するものとする。

ウ 開水路法線勾配は急激な折線をさけ、又流水のエネルギーを減殺するため合流地点及び水路延長、おおむね100m以内毎、及び流末端に溜枡を設け、又その最終端には、フトン籠等をおいて洗堀を防止すること。

エ 水路の構造は、水による浸食及び水の浸透を起こさない構造としなければならない。

オ 開水路を盛土上に設ける場合沈下に対する対策を十分考慮し必要に応じ、基礎の置換え、杭打ち等の基礎処理を行うこと。

カ 残流域を有する河川（溪流）が造成地内を通過する場合は、開渠とすること。

キ また、造成地内に設置される暗渠で流量が $1.5 \text{ m}^3/\text{sec}$ 以上のものは開渠とすること。

ク 河川の新設及び付け替えは、開水路とすること。

ケ 開水路の余裕高は、水路高さの2割以上で最低20cmを下まわらないこと。

(2) 暗渠工

ア 溪流を埋め立てる場合には、本川、支川をとわず在来の溪床に必ず暗渠工を設けなければならない。

イ 暗渠工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画する。

ウ 小段のある盛土の場合には、土質に応じ小段毎に暗渠工を設け、すみやかに表流水及び伏流水を排除するものとする。

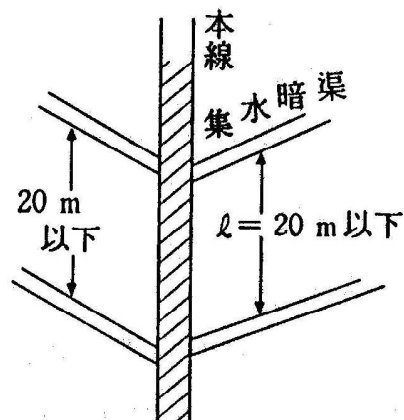
エ 幹線部分の暗渠工は有孔ヒューム管にフィルターを巻いた構造とし、集水部分は有孔ヒューム管又は盲暗渠等の構造とする。

オ 暗渠工における幹線部分の管径は30cm以上とし、支線部分の管径は15cm以上とする。

カ 支溪がない場合又は、支溪の間隔が長い場合には、20m以下の間隔で集水暗渠を設けるものとする。

キ 排水は表面法面、小段、暗渠等系統的に排水施設を計画し造成部分の一部に排水系統の行きわたらない部分が生じないようにしなければならない。

ク 雨水以外の汚水は、原則として暗渠排水とすること。



V 沈砂池

1 容量

(1) 既往のデータにより造成された土地より下流に流出する土砂量が推定できる場合は、その数値により10年分の貯砂量をもつ沈砂池を作るものとする。

(2) 上記のデータが無い場合は、次式によって推定し貯砂量を算定する。地表が20cm以上客土又は、耕耘される場合は盛土として取り扱う。

$$\text{盛土部分について } VS_1 = A_1 \left(3X + \frac{7^{(\text{年})} X}{5} \right) = 4.4X A_1$$

$$\text{切土部分について } VS_2 = A_2 \left(3 \times \frac{X}{3} + \frac{7^{(\text{年})} X}{15} \right) = 1.47X A_2$$

$$V = VS_1 + VS_2$$

A_1 A_2 … 盛土及び切土部分の面積(ha)

X … 1ha当たり1年間流出土砂量 ($m^3/ha/year$)

X の値は開発面積10ha未満 $20m^3/ha/year$

10ha以上60 $m^3/ha/year$ を標準とする。

ただし、森林法に基づく「保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定地」の区域、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止、ばた山崩壊防止」の区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく「急傾斜崩壊危険区域」にかかる開発行為については、別途定められている技術基準によるものとする。

2 構造

(1) ダム形式の場合

沈砂池の構造は原則としてコンクリートダム構造とするが地形、地質、堤体材等の安定性が十分確認された場合は、フィルタイプダム構造とすることができる。ダム構造は、「河川砂防技術基準(案)」及び「治山技術基準」に基づく程度の構造とする。

(2) 掘込形式の場合

沈砂池の構造は、原則としてコンクリート及びコンクリート張ブロックとするが、修景を配慮した野面石積等とすることができるものとする。背後地は十分な広さを有するものとし、沈砂池の法面勾配、漏水及び浸透水に十分注意し、地すべり等がおこらない安全な構造でなければならないものとする。

(3) 設計堆積土砂量の比較的小さい小規模な宅地造成等においては、沈砂池にかわり、貯砂機能

をもたせた集水樹等で処理することができるものとするが、設計堆積土砂容量を十分満足し、かつその構造、配置は適切でなければならないものとする。

3 その他

- (1) 沈砂池が異常に急速に堆積し、下流に対して溢流の危険が予想される場合には掘削、嵩上げ等の処理を造成者側で講ずるものとする。
- (2) 上記の貯砂容量は造成完成後の基準であり、工事中の流出土砂については別途に流出を防止し計画貯砂容量にこないようにしなければならない。

VII 工事中の防災

1 防災ダム

- (1) 工事中の土砂の流出を防止するため、防災ダムを設けなければならない。
- (2) 防災ダムの容量は、次の基準によって算定した貯砂容量をもつものとする。
 - ア 急傾斜地で地質が花崗岩の風化帯等で特に流出土砂量が多い地区にあつては、1ヘクタール当たり400～600m³/年
 - イ 上記ア以外の地区にあつては、1ヘクタール当たり200～400m³/年
 - ウ 流出土砂の設計堆積期間は、工事施工期間中とするが年単位で計算する（1年未満は1年とする）。
- (3) 防災ダムはコンクリートダムを原則とし「河川砂防技術基準（案）」「治山技術基準」にもとづく程度の構造とする。
- (4) コンクリートの防災ダムは工事中に土砂の流出がない場合には、沈砂池として造成完了後利用することができる。ただし、この場合沈砂池の項で示した容量分の貯砂部分を確保しなければならない。

2 沈泥池

工事中の河川汚濁を防止するため、沈泥池を設けなければならない。沈泥池は造成区域の最急勾配が10°以下である場合、土ダムで施工することができる。ただし、高さは3m以下とし余水吐を設け、余水吐は蛇籠等で保護するものとする。

3 施工時期

土の掘削、まき出し等の大土工は原則として梅雨期、台風襲来期、融雪期以外の時期に実施するものとする。

4 法面の保護等

法面に直接流水が流下しないようにするため、法面の上部に板、粗朶等による柵を作り、法面を崩す恐れのない部分より、U字溝等で流下させなければならない。この場合呑口を十分大きく取り、流水が必ず溝の中を流下するよう十分注意して施工しなければならない。

- (1) U字溝を法面の直下に敷設した場合、法面からの土の崩落により溝が埋められ溢流することのないように法面に伏せ工等を施工しなければならない。
- (2) 万一の法面の崩壊に備え、U字溝の傍が洗堀されることを防止するために歩道平板ブロック等を溝の外側に敷きならべる等の処置をとらなければならない。
- (3) 道路の舗装が完成しない場合、道路面の洗堀を防止するため格子蓋付の横断開渠等を施工しなければならない。
- (4) 地形上流土が予想される場合には必要な箇所土俵、杭しがら、板柵等で土留柵を施工し、泥、雑物芥等を沈澱、濾過させなければならない。

5 捨土

(1) 土留ダム

ア 造成工事によって生じた残土等の捨土は、出水による流出のおそれのない場所に処理し、原則として溪間に投棄してはならない。

イ やむを得ず、溪間に投棄する場合には「河川砂防技術基準（案）」「治山技術基準」に基づく砂防ダムと同程度の土留ダムを設けなければならない。

ウ ダムの高さは投棄された土砂が流出するおそれのある土砂である場合、土砂量は縦断計画上、現河床とダム天端から水平に引いた線の間に収容できる容量をもつ高さとする。ただし高さの限度は原則として15m以下とし土捨て面の排水については十分考慮するものとする。

エ 地形上やむを得ず水平より急に投棄する場合には必ず投棄土砂の上に水路を設置し、流水が投棄土砂に接触しないようにしなければならない。

また、水路保護のため、上流にダムを必ず設置しなければならない。また、水路の構造は沈下等によって被害を生じない構造としなければならない。

(2) 捨土地の緑化

ア 捨土の流水に接触しない部分は必ず緑化を行わなければならない。

イ 捨土地が傾斜地の場合は、緑化に先立ち積苗工、筋工等の階段工も施工し、法面は伏工等の被覆工によって保護する。

ウ 緑化用の植物は、主として当該地方に実施されている治山用植物を用い、有用樹種を直接に植栽することはさけること。

エ 緑化用の植物が完全に活着するまでの散水、施肥等の維持管理は造成者側で行うものとする。

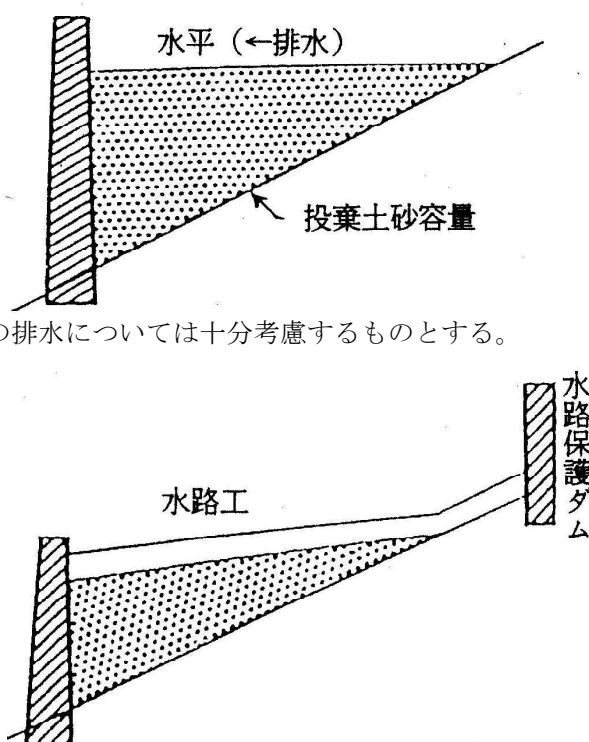
6 工事の順序

工事の順序としては、防災ダム（調節池）、遊水池、沈砂池、流末処理等の防災工事を先行し、造成工事は下流に対する安全を確認できた上実施するものとする。

7 その他

(1) 造成中、造成に必要な諸材料（砂、砂利、木材、セメント、石材、ブロック等）は必ず整理して保管し、いやくもこれらの流出による被害を生じないように注意しなければならない。

(2) あらかじめ不時の災害に備え、土俵、網、栗石等の防災機器を準備し、非常時の人員配備態勢等もあらかじめ定めておき、万一災害の発生した場合には臨機応変の処置をとると共に速やかに関係機関に連絡し、第三者に被害を与える事のないようにしなければならない。



VIII その他

宅地造成において造成区域の上流に残流域が存在する場合、その流域からの土石流の襲来によって新しく造成された区域に被害が生ずるおそれがある場合、造成者はその防災に対する措置を講ずるものとする。

(補足事項)

- 1 盛土において一体のがけとみなされるかについては、「Ⅱ 土工－9 切土」の参考図解 図面3によります。
- 2 「Ⅳ 排水施設－2 計画流量ウ(イ)」について、計画水路が溢水したとき、雨水が調節（調整）池に流入せず、事業区域外に流出するおそれがある場合は、調節（調整）池の設計確率時間雨量以上としてください。
- 3 「Ⅶ 工事中の防災－1 防災ダム」について、沈砂池や防災調節池等に開発行為の施行期間中における堆砂量を見込む場合にあっては(2)のア～ウにより堆砂量を算出してください。

開発行為に伴う流量増対策基準

I 10ヘクタール以上の開発行為の場合

下流河川の状況	下流河川の流量に与える影響の程度	対 応 策
1 項 一定の計画により改修済みの河川	(1) 計画高水流量の改訂を必要とする場合	イ 河川計画の安全度に見合う防災調節池の設置 ロ 流量増が無視し得る程度小さくなるまでの区間に亘る河積拡大のための河川工事
2 項 一定の計画により現に施工中の河川	(1) 計画高水流量の改訂を必要とする場合	イ 上記 1 (1) のイ又はロ
	(2) 計画高水流量の改訂を必要としない場合で、当該開発行為による排水が河川に合流する地点までの改修年次計画が長期に亘る場合。	イ 調整池の設置 ロ 調整池の代替施設としての河川工事
3 項 年次計画がある河川	(1) 当該開発行為による排水が河川に合流する地点までの改修年次計画が長期に亘る場合。	イ 上記 2 (2) イ ロ 上記 2 (2) ロ
4 項 年次計画のない河川	(1) 下流河川の想定氾濫区域に相当の人家又は公共施設を有する河川で、現況の流下能力を著しく超えることとなる場合	イ 洪水の規模で年超過確率 1/100又は既往最大の洪水を対象とした防災調節池の設置
	(2) 上記(1)以外の場合	イ 洪水の規模で年超過確率 1/50の洪水を対象とした防災調節池の設置

II 10ヘクタール未満の開発行為の場合

1 1ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合

下流に対する影響を考慮の上、必要に応じて調節池・調整池等を設置する。

調節池・調整池等には、雨水貯留浸透システム等で同等の効果を期待できる施設を含めるものとする。

2 1ヘクタール未満の場合

対策を必要としない。

(補足事項)

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為にあつては、1ヘクタール以下の場合でも「下流に対する影響を考慮の上、必要に応じて調節池・調整池等を設置する」こととしてください。

宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱要綱（抜粋）

第4条 調節池等は、次の技術基準により設置するものとする。

- 一 （略） 調整池については、「調整池技術基準（案）」による。
- 二 （略） 防災調節池については、「防災調節池技術基準（案）」による。

運用基準別記3

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について（抜粋）

第2 災害を発生させるおそれに関する事項

1 自然斜面への設置について

（略） 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

(1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、「土砂流出防止対策基準」Ⅳ－2－(2)－アの表（流出係数）によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、「土砂流出防止対策基準」Ⅳ－3の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

水害の防止に係る留意事項

1 事業区域外流出のおそれがある外周部等の水路の設計降雨確率について

調節（調整）池へ導水される最外周部の水路においては、調節（調整）池の設計確率時間雨量と異なる確率時間雨量を用いたことにより、計画最外周部水路が溢水した場合、調節（調整）池へ導水されず、水害の防止が図られなくなるため、土砂流出防止対策基準Ⅳ（２）ウ（イ）の規定（１０年確率時間雨量以上）にかかわらず、調節（調整）池の設計確率時間雨量以上の計画断面としてください。

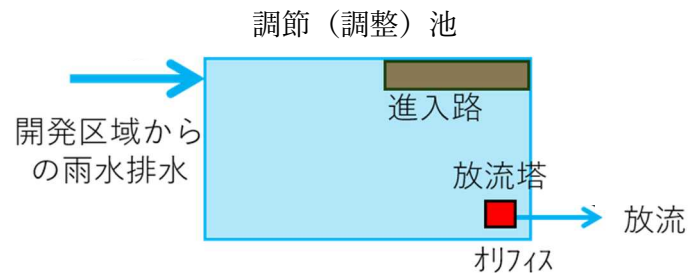


2 調節（調整）池内における放流塔等(※)の配置について

調節（調整）池の放流口等は、流入口から十分な距離を確保して配置してください。流入口から放流口までの流下距離を確保することで、流入土砂を池内に広く分散・堆積させることで、堆砂容量を確保し、維持管理の頻度を抑えることができます。また、豪雨時に流入土砂が放流口付近へ短時間に集中し、放流施設が閉塞するリスクを低減できます。

※「放流塔等」とは、放流塔、沈砂池の吐口工その他調節（調整）池及び沈砂池に貯留された水を池外へ排出するための施設をいいます。

<調節（調整）池平面図>



<調節（調整）池横断図>



水の確保に係る留意事項

1 趣旨

開発行為の許可に当たっては、当該開発行為をする森林の現に有する水源かん養機能からみて、当該開発行為により、当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認します。

この確認に当たっては、開発区域及びその周辺における飲用水、かんがい用水、生活用水その他の水利用の実態を把握するとともに、開発行為により水量の減少、水源施設の消失又は機能低下、土砂流出等による水質の悪化が生じるおそれの有無を審査します。

2 水利用実態の調査

申請者は、開発区域内に存する水源及び水利用施設について、水利用実態整理表により整理してください。

(1) 調査の対象

開発区域内に飲用水、かんがい用水等の水源（ため池、貯水池、河川、水路、沢、湧水、井戸等）として依存している森林又は水源施設が存在しないことを確認します。・・・手引き（参考様式7）留意事項

(2) 水源の確保

飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林又は水源施設をやむを得ず開発行為の対象とする場合または、水源が埋没してしまう場合等で、周辺の水利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときは、次の措置が適切に講じられていることを確認します。・・・県運用基準 4-5-(1)

ア 貯水池、導水路の設置その他の措置が適切かつ具体的な対策であること。・・・県運用基準 4-5-(1)

イ 開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。・・・県運用基準 4-5-(3)

- ウ 施工中及び施工後において設置した貯水池が十分にその機能を発揮できるよう、当該施設の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載してあること。・・・県運用基準 4-5-(4)-(7)
- エ 導水路の設置その他の措置により新たな水源から取水する場合は、当該水源の河川管理者等の同意を得ている等、取水先又は水源地域における既存の水利用に支障を及ぼすおそれがないこと。・・・県運用基準 4-5-(1)

(3) 水利権者との協議状況

放流先の河川等における水利権者との協議状況について確認します。

・・・参考様式 7

(4) 水質の悪化防止対策

周辺の水利用の実態等からみて水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置その他の措置が適切に講じられていることを確認します。

・・・県運用基準 4-5-(2)

3 水利権者の同意

(1) 同意取得の範囲

水利権の同意取得範囲は開発事業区域内及び一次放流点（他の流域と合流する地点）までとし、原則として同意を得ていることを確認します。

ここでいう水利権者とは、河川法第 23 条に基づき河川の流水の占用許可を受けている者のほか、河川法施行以前から継続的な取水実態を有する慣行水利権者を含むものとしします。

なお、井戸その他の地下水利用については、水利権の対象となっていないことから、水利権者の同意書の対象とはしませんが、開発区域内の井戸については、水利用実態整理票により利用実態を把握し、開発行為による水量又は水質への影響を確認するものとしします。・・・手引き（参考様式 12）留意事項

(2) 同意が得られない場合の取扱い

開発事業区域内及び一次放流点までの水利権者の同意が得られていることを原則とし、同意が得られない者がある場合、当該水利権者の水の確保に著しい支障がないことが明らかであるかなど、個別に判断するものとしします。

・・・県林地開発許可制度事務処理要領別記(3) 2-(3)-エ

環境の保全に係る留意事項

1 趣旨

環境の保全に係る審査に当たっては、「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」に該当しないことと認められるかを確認します。

この確認に当たっては、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等を踏まえ、残置又は造成する森林若しくは緑地の割合及び配置、法面の縮小又は緑化等の適切な措置について確認します。・・・県運用基準 4-6-(1)

2 審査項目

(1) 残置森林等の配置

- ・ p9 表 1 に準じて、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の残置又は造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）を適切に配置する計画としてください。・・・県運用基準 4-6-(1)
- ・ 森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地を造成する計画としてください。・・・県運用基準 4-6-(1)-(ア)
- ・ 森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置してください。森林を造成する箇所は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限ってください。・・・県運用基準 4-6-(1)-(ア)
- ・ 残置森林等は、p9 表 1「森林の配置等」により、開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置してください。・・・県運用基準 4-6-(1)-(ア)
- ・ p9 表 1 に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、適切に配置してください。
・・・県運用基準 4-6-(1)-(ア)

(2) 残置森林等の割合について

- ・ 残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、p9 表 1 の「事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合」によってください。・・・県運用基準 4-6-(1)-(ア)
- ・ 残置森林率は、残置森林のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合として算定してください。・・・県運用基準 別記 2 注 1
- ・ 森林率は、事業区域内の森林の面積に対する残置森林（若齢林を含む。）及び造成森林の面積の割合として算定してください。硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所は、造成森林の算定対象としないでください。森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えありません。

せんが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林相状態を呈しないと見込まれるものは対象としないください。・・・県運用基準 別記2 注2

(3) 法面の縮小又は緑化等について

- ・景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切に配慮してください。特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小し、可能な限り法面の緑化を図ってください。(※)・・・県運用基準 4-6-(3)
- ・開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置を講ずる計画としてください。・・・県運用基準 4-6-(3)
- ・土砂の採取、道路の開設等の開発行為については、開発行為の対象地（土捨て場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置について、慎重に検討してください。・・・県運用基準 4-6-(3)

※切土又は盛土等により人工的に形成された法面については、勾配の大小にかかわらず、土砂の流出、侵食又は崩壊を防止するため、P17～19の土工に係る基準に基づき、原則として植生工等により保護するものとします。・・・土砂流出対策基準

(4) 残置森林等の維持管理について

- ・残置森林等を善良に維持管理する計画としてください。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定を締結することが望ましいです。・・・県運用基準 4-6-(4)
- ・残置森林等保全管理計画概要書において、残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積を明らかにしてください。面積は、計画説明書の「土地の利用計画」欄で記載した面積と一致させてください。・・・手引き（参考様式3）留意事項
- ・残置森林等保全管理計画概要書において、残置又は造成する森林、緑地に関する具体的権利名を記載してください。既に権利を取得している場合にはそれを証する書類を添付してください。・・・手引き（参考様式3）留意事項
- ・残置森林等保全管理計画概要書において、造成計画には、植栽樹種、本数、張芝等具体的な施工計画の概要を記載してください。・・・手引き（参考様式3）留意事項
- ・残置森林等保全管理計画概要書において、保全管理計画には、維持管理計画を具体的に記載してください。また、施工後2年間は緑化状況を確認することとし、その具体的方法を記載してください。・・・手引き（参考様式3）留意事項
- ・既に関係地方公共団体等と維持管理に関する協定を締結している場合は、その写しを添付してください。未締結の場合には、その見通しを記載してください。・・・手引き（参考様式3）留意事項

3 景観に関する条例の遵守

景観形成に関する市町村の条例又は福島県景観条例を遵守してください。・・・手引き p13

7 許可申請の手続き

第1 申請事務手続に関する規定

1 許可権者

森林法第10条の2第1項

地域森林計画の対象となっている民有林(中略)において開発行為(中略)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

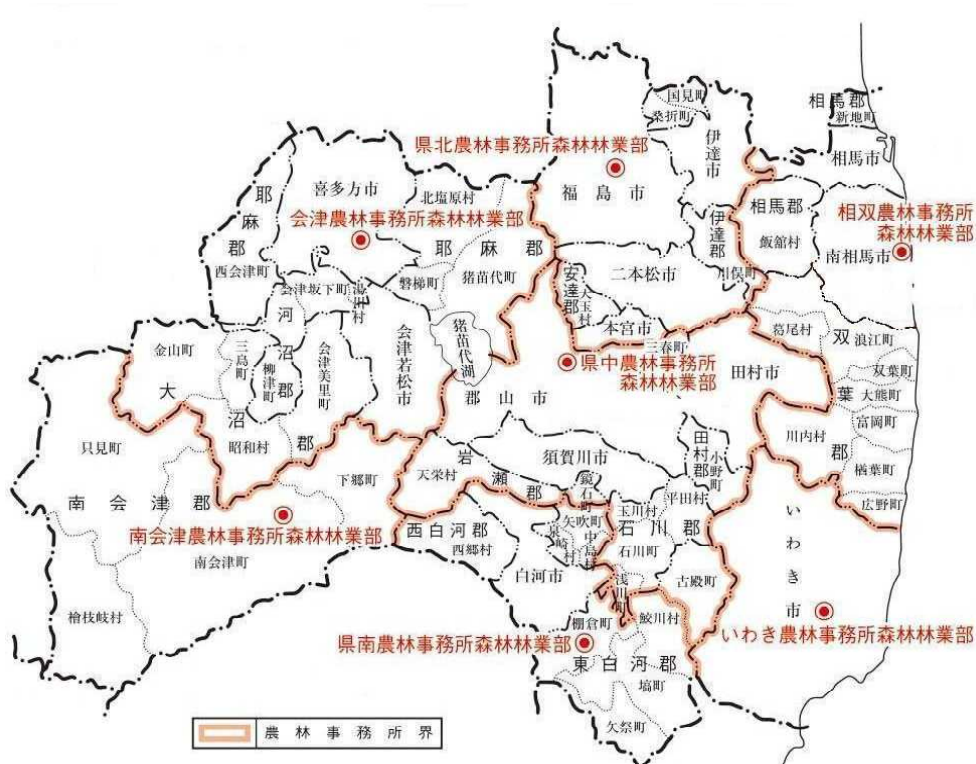
森林法第10条の2第1項により、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

2 許可申請書の提出先

要綱第13条 省令及びこの要綱により知事に提出する申請書、又は届出書(これらの添付図書を含む。)は、所轄の福島県農林事務所の長を経由して提出するものとする。(以下、略。)

知事に提出すべき申請書類の提出窓口については、「所轄の福島県農林事務所の長を経由して提出するものとする。」(福島県森林法施行細則第10条)と規定しています。

福島県農林事務所の所在



農林事務所	住所・電話番号		管轄する市町村
県北農林事務所	960-8670	福島市杉妻町2-16 024-521-2639	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡
県中農林事務所	963-8540	郡山市南一丁目94番地 024-935-1373	郡山市、須賀川市、田村市、 君瀬郡、石川郡、田村郡
県南農林事務所	963-6123	棚倉町大字関口字上志宝50-1 0247-33-2124	白河市、 東白川郡、西白河郡
会津農林事務所	966-0901	喜多方市松山町島見山字下天神6-3 0241-24-5737	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津農林事務所	967-0004	南会津町田島字根小屋甲4277-1 0241-62-5381	南会津郡
相双農林事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町1丁目30 0244-26-1179	相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡
いわき農林事務所	970-8026	いわき市平字梅本15 0246-24-6198	いわき市

3 許可申請書

森林法施行規則第4条

法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- 五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- 六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

要綱第13条第2項

前項の申請書、又は届出書（これらの添付図書を含む。）の提出部数は次に掲げるとおりとする。

ただし、知事が意見照会等のために提出を求める場合はその部数とする。

- 一 省令第4条に規定する申請書については、1通とする。
- 二 前号の添付書類については、正本1部とする。
- 三 この要綱の定めによる申請書及び届出書（これらの添付図書を含む。）の提出部数は、正本1部とする。
- 四 第2号の添付書類並びに第3号の申請書及び届出書について、福島県事務決裁規程（昭和44年3月20日福島県訓令第2号）第5条に定める福島県農林水産部長専決許可処分（開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタール以上の開発行為）に係る場合にあつては、正副2部とする。

許可を受ける際には、森林法施行規則(省令)第4条の規定により、申請書に添付書類を添えて都道府県知事に提出することとされています。

なお、添付書類及び林地開発許可申請書以外の申請書は正本1部(開発行為に係る森林の土地の面積が10ha以上の開発行為の場合は正副2部)としています。これは、開発行為に係る森林の土地の面積が10ha未満の場合は本庁に副申せず、福島県農林事務所で決裁するため正本1部でこと足りることからです。

申請書の様式や計画書として添付すべき書類の詳細は、「森林法施行規則の規定に基づき、申請書の様式を定める件(昭和37年7月2日農林省告示第851号)」、福島県森林法施行細則(県規則。以下「細則」という。)、福島県林地開発許可制度実施要綱及び福島県林地開発許可制度事務処理要領で規定しています。

諸規定に基づき申請に必要な書類を取りまとめると、次表のようになります。

○林地開発許可申請書類一覧表

書 類 名	関 係 法令等	明示する事項 (詳細は記載例をご覧ください)	縮尺、添付書類等
林地開発許可申請書 (要綱様式第1号)	省令 第4条	1 申請者の住所、氏名、電話番号 2 開発行為に係る森林の所在場所、面積 3 開発行為の目的、着手及び完了予定年月日 4 開発行為の施行体制 5 環境影響評価法等に基づく手続状況、他の行政庁の許認可等の手続状況	○法人の場合は登記事項証明書(これに準ずるものを含む) ○法人でない団体の場合は代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ○個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 ○開発行為をする施行者の建設業許可書、事業経歴書、預金残高証明書、納税証明書、事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員、技術者名等)、開発行為に係る施工実績を示す書類(監督処分及び行政処分があった場合は、その対応状況を含む) ○環境影響評価法等や他法令等の手続状況が確認できる書類等
計画説明書 (様式2)	省令 第4条 細則 第2条第3項	1 設計者、申請者の住所、氏名 2 開発対象区域の場所、現況 3 事業の目的、事業又は施設の名称、基本方針 4 土地の利用計画 5 開発事業の計画(事業の全体計画の概要、期別計画の概要、防災施設等の概要、設計根拠) 6 防災施設の維持管理方法、開発行為完了後の維持管理方法	○筆数が多い場合は 開発事業区域内土地明細表 付属表Ⅰ、Ⅱ ○事業計画の基本方針(詳細に補足するものがある場合) ○期別の計画概要(計画が1年以上の長期にわたる場合)

書 類 名	関 係 法令等	明示する事項 (詳細は記載例をご覧ください)	縮尺、添付書類等
開発事業区域内 土 地 明 細 表 (参考様式2-1)		筆数が多い場合には、許可申請書の 「開発行為に係る森林の所在場所」 を補足するため一覧形式で作成して ください。	
付 属 表 I (森林) (参考様式2-1-1)			
付 属 表 II (森林以外) (参考様式2-1-2)			
残置森林等保 全 管 理 計 画 概 要 書 (参考様式3)	細則 第2条第3項	残置又は造成する森林、緑地の 1 場所及び面積 2 権利の取得状況 3 造成計画 4 保全管理計画	○残置森林部分の土地の権利 を証する書類 ○関係自治体との間で残置又 は造成する森林(緑地)の維 持管理に関する協定を締結 している場合にはその写 ○ 関係自治体との間で建築 協定、緑地協定等を締結して いる場合はその写
残置又は造成 する森林(緑地) の維持管理に 関する協定書 (参考様式3-1)	細則 第2条第3項	1 協定者の住所、氏名 2 協定の対象となる土地の所在及 び事業名称 3 協定内容	
一時利用計画 概 要 書 (参考様式4)	細則 第2条第3項	1 一時利用の場所、目的、面積、 利用期間、利用計画の概要 2 一時利用後の原状回復方法	必要に応じ、利用計画及び原状 回復計画の図面 (平面図、断面図、構造図等)
資 金 計 画 書 (参考様式5)	細則 第2条第6項	1 申請者の概要 2 開発行為に要する資金の額及び 調達方法	資金計画の内容を裏付ける資料 (概算設計見積書、預金残高証 明書、融資証明書、貸借対照 表、損益計算書等の法人の財 務状況や経営状況を確認できる 資料等)
信用があることを 証明する書類	細則 第2条第6項		法人の場合は、納税証明書、事 業経歴書、法人の登記事項証 明書、定款 個人の場合は、住民票等 森林法第十条の三第一項の規 定による開発行為の中止又は復 旧に必要な行為をすべき旨の命 令を受けており、かつ、これに従 っていない者に該当しないことを 誓約する書類
公共施設管理 者 の 同 意 書 (参考様式9)	県要綱 第3条	1 公共施設の名称、所在 2 措置条件	
公共施設管理予 定者との協議書 (参考様式11)	県要綱 第3条	1 協議の事項(施設)、概要、公共 施設管理予定者(協議の相手方) 2 協議経過	
用排水施設管 理者の同意書 (参考様式10)	県要綱 第3条	1 用排水施設の名称、所在 2 措置条件	

書 類 名	関 係 法令等	明示する事項 (詳細は記載例をご覧ください)	縮尺、添付書類等
水 利 用 実 態 整 理 表 (参考様式7)	細則 第2条第3項	1 区域内に存する水源等 2 水の確保対策 3 水利権者との協議状況 4 水質悪化の防止対策	水利用状況のわかる図面
水 利 権 者 の 同 意 書 (参考様式12)	県要綱 第3条	1 施設の名称、所在 2 措置条件	
環 境 保 全 に 関 する 協 定 書 (参考様式13)	県要綱 第3条	1 開発行為の場所 2 開発行為の目的、名称 3 協定事項、協定内容	
開 発 行 為 同 意 書 (参考様式8)	省令 第4条 県要綱 第3条	1 同意者の住所氏名 2 土地の所在、地目、地積 3 権利の種別 4 同意年月日	土地登記事項証明書 公図写 印鑑登録証明書(開発行為に係 る森林の場合)
位 置 図	省令 第4条	1 方位 2 開発対象区域の位置 3 道路のみの開発については線形 を表示	1/50,000以上
区 域 図	省令 第4条	1 方位 2 開発対象区域界の位置 3 開発しようとする森林の区域及び 開発行為に係る森林の位置 4 県、市(郡)町村、大字、字の境 界 5 地番界及び地番	1/5,000以上
現 況 図	細則 第2条第3項	1 方位 2 開発対象区域界 3 区域内の (1) 地形 (2) 林況 (3) 河川、沢、湖沼(溜池)、湿地、 崩壊地等自然物 (4) 道路、橋、えん提、家屋等 (5) 山林、農地、宅地等の地類区分 4 区域周辺部の人家、公共施設等	
流 域 現 況 図	細則 第2条第3項	1 流域の地形、流域界 2 区域内の土地利用区分別面積と 適用流出係数 3 河川の位置 4 開発区域の位置と計画面積 5 ネックポイント	1/50,000以上 ○水害防止施設の必要性検討表 ○河川管理者との協議を必要と する場合、協議経過書 ○必要に応じ、ネックポイント各 断面図 ○水害の防止関係計算結果
水 害 防 止 施 設 の 必 要 性 検 討 表 (参考様式6)	流域現況 図と一体 になる表	開発による流量の増加量、施設ネッ クポイントの流下能力を対比し、水害 防止施設等の必要性を検討する。	

書 類 名	関 係 法令等	明示する事項 (詳細は記載例をご覧ください)	縮尺、添付書類等
利 用 計 画 図	細則 第2条第3項	1 開発対象区域界 2 切土、盛土、捨土、法面等の施工位置 3 排水、擁壁、道路、建物等の造成施設物の位置 4 残置又は造成する森林及び緑地の位置 5 進入路の取付道路名、その他土地利用計画の位置	
法面の断面図	細則 第2条第3項	1 切土、盛土、捨土等により生じる法面の形状寸法 2 施工前の地盤面及び土質 3 法面保護の方法 4 切土、盛土、捨土の工法及び土量計算	
防災施設等の 設 計 図	細則 第2条第3項	1 防災計画平面図 2 構造図(平面、断面、正面図等) 3 規格寸法、勾配、名称 4 構造物設置個所に係る前後の地盤面及び土質 5 湛水及び堆砂に係る区域の範囲 6 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図	構造図は原則1/100 ～1/500
設計根拠資料	細則 第2条第3項	1 構造決定に係る計算基礎 2 安定計算基礎資料 3 流量の計算基礎 4 その他、設計上の根拠となる資料 (仮設の施設を設置する場合は、その内容も記載)	
建築物等の 概 要 図	細則 第2条第3項	外観上の形状、規格寸法等概要	
開発行為の 施 行 工 程	細則 第2条第3項	主要工種毎の具体的な実施工程 (仮設の施設を設置する場合は、その内容も記載) ※	
空間放射線量 等 測 定 結 果	平成29年2月 17日付け 「林地開発に 伴う伐採木の 取扱い」	空間放射線量等の測定結果	

//////////
(補足事項)

※仮設道、仮設水路、一時的な土砂置き場等の仮設の施設を設置する場合は、「開発行為の施工程」に記載する内容を補足する資料として、仮設ステップ図を作成してください。ただし、他の図書で同等の内容を確認できる場合はこの限りではありません。

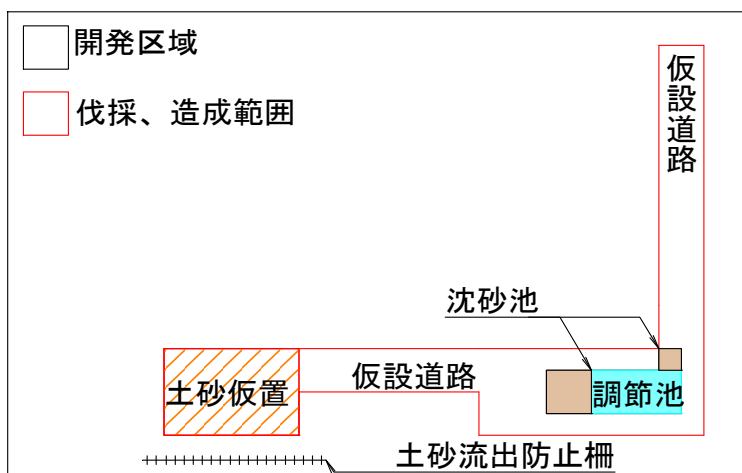
仮設ステップ図により、仮設施設の設置から撤去までの流れ及び各段階における配置状況が確認できるようにしてください。

仮設ステップ図については次項を参照してください。

仮設ステップ図に記載する事項

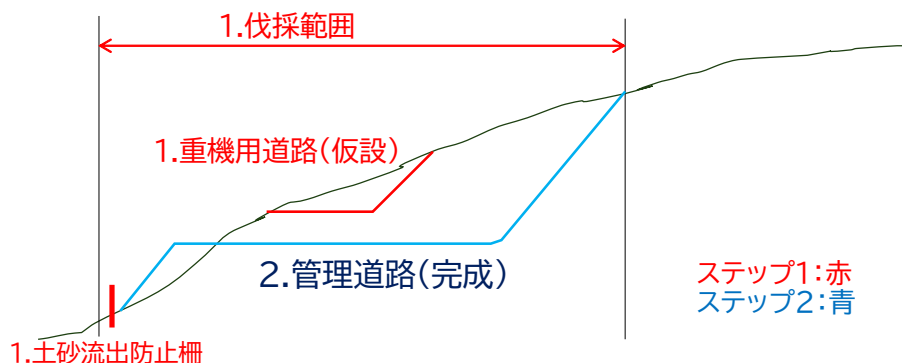
- ・開発行為の施行工程がわかる資料として、仮設ステップ図を添付してください。ただし、他の図書で同等の内容を確認できる場合はこの限りではありません。
- ・仮設ステップ図は、開発行為の施行工程を説明する補助資料であることから、伐採の範囲及び仮設の施設の配置をポンチ絵等の略図により作成してください。
- ・仮設ステップ図は、防災施設設置時及び本体施設造成時に分けて作成してください。

1－1 防災施設設置時(平面図)



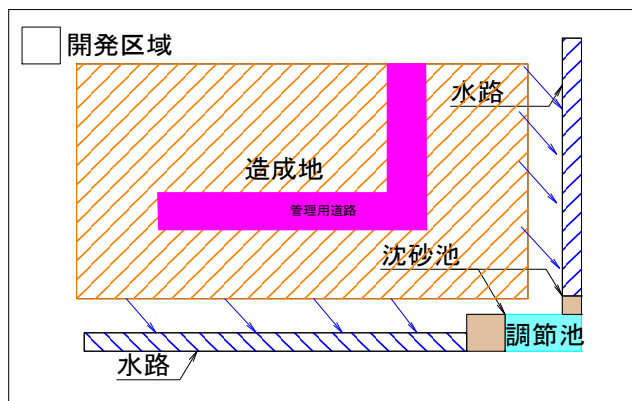
- (1) 防災施設の設置を最優先として計画してください。
- (2) 防災施設の設置に必要な伐採範囲のみを図示してください。
- (3) 仮設道路は、防災施設を設置する上で必要最小限の規格および延長としてください。
- (4) 土砂の仮置きがある場合は、事業区域外へ流出することがないように、土砂流出防止対策を図示してください。

1－2 防災施設設置時(横断図)



- (5) 完成時の道路計画を踏まえた幅員等が、防災施設の施工に必要な規模を超える場合は、横断図等を作成し、防災施設施工時における道路の規模が必要最小限であることを確認できるように図示してください。

2 本体施設造成時



- (1) 仮設水路を調整池に確実に導水するよう、配置してください。
- (2) 雨水がどこからどこへ流れるのか→等で図示してください。
- (3) 管理用道路を設置する場合は、その位置を図示してください。

第2 許可申請に当たっての留意事項

- (1) 許可の申請に当たっては、「事前」に所轄の福島県農林事務所へ相談し、その指導を受けてください。
- (2) 許可の申請書類は、前項「林地開発許可申請書類一覧表」により、作成提出してください。
- (3) 設計図書類は、原則としてA4版の大きさにとりまとめてください。
- (4) 計画図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しをつけて、図書目録を添付してください。
- (5) 各図面は、その開発行為が明確に判断される縮尺のもので作成してください。
- (6) 図面には必ず縮尺、凡例を明示してください。
- (7) 各種計画図の記載内容が複雑で不明瞭となるような場合には、適宜別葉とし、その1、その2として作成してください。
- (8) 登記事項証明書等を添付する必要がある場合には、申請受理日以前3か月以内のものを提出してください。

なお、開発行為同意書に添付する印鑑登録証明書は、同意年月日の前後3か月以内のものを提出してください。

- (9) 資金計画の裏付けとして添付する融資証明等の日付は、申請受理日以前おおむね3ヶ月以内のものを添付してください。

(10) 他法令等との関連

- ① 他法令等により、林地開発許可申請より以前に手続きを終了させることが義務付けられているものがある場合には、当該手続きを終了させてください。

(例) 国土利用計画法(土地取引全部)、県大規模土地利用事前指導要綱(5ha以上の計画または4ha超の農地を含む計画)、県ゴルフ場開発指導要綱(ゴルフ場)、環境影響評価法、県環境影響評価条例、農業振興地域の整備に関する法律

- ② 林地開発許可は他法令の許認可と同時に許可処分を原則としておりますので、他の法令等の許認可、承認、届出等を必要とする場合は、できるだけ林地開発許可申請と同時に手続きをするようにしてください。また、申請書備考欄にその事務処理状況をできるだけ具体的に明記してください。

(例) 都市計画法、農地法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ③ 上記他法令に関する許認可等の申請書及び許認可書等の写し並びに、条件が付されている場合にはその内容が明らかな関係図書類の写しも併せて提出してください。(補助及び融資事業についてはその関係書類の写し)

(11) 申請書の提出

- ① 申請書類は所轄の福島県農林事務所へ提出してください。
- ② 申請書類は、申請書と添付書類1部(10ha以上は正副2部)を提出してください。
- ③ 関係する機関等との協議、調査の必要から、書類の追加提出を求めることがあります。
- ④ 必要関係書類を確実に整備した上で申請願います。

(12) 申請書の提出に当たっての留意事項

上記の内容を含む林地開発許可申請書の受理にあたっての留意事項については、福島県林地開発許可制度事務処理要領別記(3)に定めておりますので、その内容を十分に踏まえて申請されるようお願いいたします。

(13) 林地開発に伴う伐採木の取扱い

指定廃棄物となる木材の流通の防止を図るため、林地開発予定地における空間放射線量率等を測定のうち、その結果を申請書類として添付してください。

なお測定方法については令和7年12月11日付け「林地開発に伴う伐採木の取扱い」により行ってください。

(参考)

福島県林地開発許可制度事務処理要領別記(3)

林地開発許可申請の受理における留意事項

許可申請の処理に際しては、申請者の不利益及び行政の停滞を排除し、迅速かつ合理的な事務処理に寄与するため、申請に先立ち申請書の形式、内容及び添付書類の適否等について適切に助言、指導を行うものとする。

なお、原則としてこの事前の指導により次に掲げる事項について整備されることが確実となった後に、正式に申請書類を受理するものとする。

1 申請書類について

- (1) 申請書の様式が所定の様式(要綱様式第1号)により1通提出されていること。
(省令第4条、要綱第13条)
- (2) 位置図、区域図及び開発行為に関する計画書が整備されていること。
(別記(2)「申請書類一覧表」参照。)
- (3) 原則として、開発行為をしようとする森林及びその他の開発事業区域(農地、宅地等)について、当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (4) 原則として、要綱第3条に規定する、同意書及び協議書等が整備されていること。
- (5) 申請者が法人である場合(独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等を除く。)には、当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他の当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類が添付されていること。(省令第4条第4号)

2 事業計画について

- (1) 法第10条の2第2項第1号に規定する災害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。
 - ア 施行中及び完成後の防災計画が講じられていること。
 - イ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること。
 - ウ 造成後に生じる法面については、その勾配が地質、土質、高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じて小段及び排水施設の設置その他の措置並びに法面保護の措置が適切に講じられていること。
 - エ 法面の勾配がウによることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置が適切に講じられていること。
 - オ 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生することのないよう十分な容量及び構造を有するえん堤又は沈砂池等の措置が適切に講じられていること。
 - カ 雨水等を排水するための能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。
 - キ 下流河川等の流下能力を超える水量が排水される場合には、流量増対策として洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講じられていること。
 - ク 飛砂、落石、なだれ等の災害の発生するおそれがある場合には、防止柵の設置等の措置が講じられていること。
 - ケ 仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、設計は本設のものに準じて行われていること。
 - コ 開発行為の完了後においても、整備した防災施設等が十分に機能を発揮できるよう、土砂撤去や巡視等の

完了後の維持管理方法が明らかであること。

(2) 法第10条の2第2項第1号の2に規定する水害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。

ア 開発行為に伴い、開発中、開発後において増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講じられていること。

イ ピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていること。

(3) 法第10条の2第2項第2号に規定する水の確保に支障がない計画図書が整備されていること。

ア 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林が存在しないこと。

イ やむを得ずアの森林を開発行為の対象とする場合で、周辺の水利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要がある場合には、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられていること。導水路を設置する場合等には、取水する水源の管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

ウ 周辺の水利用の実態等からみて水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置その他の措置が適切に講じられていること。

エ 開発事業区域内及び一次放流先までの水利権者の同意が得られていることを原則とし、同意が得られない者がある場合、当該水利権者の水の確保に著しい支障がないことが明らかであること。

(4) 法第10条の2第2項第3号に規定する環境の保全上支障がない計画図書が整備されていること。

ア 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われること。

イ 周辺地域への配慮から、残置森林等の配置及び残置又は造成幅の確保等の措置が講じられていること。

ウ 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からみて、景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないような措置がなされていること。

(5) 開発計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(6) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における現状回復等の事後措置の計画が明らかであること。

(7) 開発行為の実施工程が周辺地域に災害を及ぼすおそれのないよう、防災施設を先行実施するものであること、かつ、資金計画との整合性が図られていること。

3 その他の事項

ア 林業政策上、当該開発行為による支障が生じない計画図書が整備されていること。

イ 他の法令等による許認可等を必要とする事業の場合、当該許認可がなされているか又は手続きがなされていること。

ウ 他の要綱、要領により事前に協議、届出等が義務付けられているものについては、それを了していること。

エ 開発行為によって周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないよう配慮されていること。

オ 周辺地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう配慮されていること。

カ 残置森林等について、将来にわたる維持管理及び管理主体が明らかであること。

令和7年12月11日

森 林 保 全 課

林地開発に伴う伐採木の取扱い

1 目的

県内の林地開発において、開発予定地の空間放射線量率等を測定することにより指定廃棄物※となる木材の流通防止を図る。

(※ 指定廃棄物:平成23年3月に東京電力第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が付着し、一定濃度(8,000Bq/kg)を超えたものについて、環境大臣が指定したもの。)

2 対象

(1) 対象者

林地開発許可申請者

(2) 対象範囲

福島県内の民有林における林地開発(連絡調整含む)に伴う立木の伐採。

3 確認内容

林地開発許可申請者は、林地開発予定地の空間放射線量率等を平成26年12月17日(最終改正令和7年12月3日)「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について(森林整備課、林業振興課)」により測定し、農林事務所へ報告するものとする。

また、農林事務所は必要に応じて、現地調査を行うものとする。

4 指定廃棄物の取扱いについて

放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超え、指定廃棄物と指定されたものについては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。『放射性物質汚染対処特措法』という。)」及び「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版 環境省)」に基づき適切に処理すること。

(参考)

福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について

平成 26 年 12 月 17 日
(最終改正 令和 7 年 12 月 3 日)
森 林 整 備 課
林 業 振 興 課

1 目 的

県内の営林活動に伴う指定廃棄物*となる樹皮(8,000Bq/kg を超える樹皮)の発生防止を図る。

指定廃棄物*:平成 23 年 3 月に東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が付着し、一定濃度(8,000Bq/kg)を超えたものについて、環境大臣が指定したもの。

2 背 景

厚生労働省が示す「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン*」において、災害復旧作業等の緊急性の高いもの以外の作業については、被ばく線量管理を行う必要のない空間線量率のもとで作業に就かせることを原則としており、営林活動についても $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える地域は、できる限り作業は行わないことが求められている。

一方、森林モニタリング調査において、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の森林からも指定廃棄物となる8,000Bq/kgを超える樹皮が確認されている状況にある。

特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン*

:平均空間放射線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所で行う除染等業務以外の業務について定めたもの。

3 適 用

(1) 対象活動

営林活動による搬出を伴う立木伐採作業。

(2) 対象森林

営林活動を行う福島県内の民有林。

4 確認内容

(1) 伐採前の確認

林業事業体等が伐採作業を行うに当たり、次の2点を確認し、伐採・搬出の判断を行う。

ア 空間放射線量率の測定

伐採予定地の空間放射線量率を測定し、 $0.50\mu\text{Sv/h}$ *以下であれば伐採・搬出を可とする。

$0.50\mu\text{Sv/h}$ *:福島県が行った平成 25 年度のモニタリング調査の結果、 $0.50\mu\text{Sv/h}$ 以下の森林においては、樹皮の濃度が8,000Bq/kgを超えたものは確認されていない。

イ 立木の樹皮の放射性物質濃度の測定

伐採予定地の空間放射線量率が $0.50\mu\text{Sv/h}$ 超の場合には、立木の樹皮の放射性物質濃度が(ア)又は(イ)のいずれかの場合には伐採・搬出を可とする。

(ア) 分析機関に依頼する場合

抽出により樹皮の放射性物質濃度を確認し、 $6,400\text{Bq/kg}$ *以下

$6,400\text{Bq/Kg}$ *:測定方法等の誤差を踏まえ、8,000Bq/Kgに安全率(80%)を乗じて設定。

(イ) GM 計数管式サーベイメータによる場合

抽出により立木状態の樹皮の放射性物質濃度を確認し、A 値が560cpm未満かつC 値が100cpm未満

A 値:アクリル板無の表面計数率平均値

B 値:アクリル板有の表面計数率平均値

C 値の算定方法:C 値=A 値-B 値

(2) 確認手順

別紙フロー図による。

5 その他

空間放射線量率と樹皮の放射性物質濃度の関係については、今後の知見集積により変動が予測されるため、最新の調査結果をもって上記事項の内容を適時見直すこととする。

福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針 フロー図	確認内容	左記の考え方
空間線量率測定による伐採の判断 ①空間放射線量率の測定 0.50μSv/h以下である。 YES → 伐採・搬出実行 NO → ②立木の樹皮の放射性物質濃度の測定	①伐採予定地の空間放射線量率測定 ◎測定点数 ・測定点は地形や標高及び方位等を考慮し、線量が高いと想定される地点を選定する。 ・1施行地が1ha以下の場合、2点測定する。 ・1施行地が1haを超える場合は、1haあたり1点測定する。 ◎測定方法 ・シンチレーション式サーベイメーターを用い、地上高1mでの空間放射線量率を測定する。 ・測定は樹木から1m離れ放射線量の影響を受けない地点で行う。 ・各地点において、指示値が安定した後に1分間隔で3回測定し平均値を算出する。(小数点以下第2位止め) ・各地点の平均値の中から最大値をもって判断する。 ◎測定結果による判断 0.50 μ Sv/h以下 → 伐採・搬出可 0.50 μ Sv/h超 → ②に進む	[測定点数の例] ・伐採予定地が0.90haの場合→測定点数は2点 ・伐採予定地が1.50haの場合→測定点数は2点 ・伐採予定地が2.50haの場合→測定点数は3点 ※面積のha未満は切り上げ整数止めとし、測定点数を設定。 県モニタリング調査結果より、空間放射線量率が0.50 μ Sv/h以下の森林からは8,000Bq/kgを超える樹皮の発生がなかったことから、伐採・搬出を可とする。 また、0.50 μ Sv/h超の森林について、樹皮を採取し放射性物質濃度の確認を行う。
立木の樹皮濃度による伐採の判断 ②立木の樹皮の放射性物質濃度の測定 6,400Bq/kg以下である。 又は A値が560cpm未満かつ C値が100cpm未満である。 YES → 伐採・搬出実行 NO → 搬出見合わせ	②樹皮の放射性物質濃度測定 以下のいずれかの方法により樹皮の放射性物質濃度を測定 注)基準値以下であっても、原木市場等の受入条件により搬入不可の場合があるので確認が必要。 (a)分析機関に依頼する場合 ◎抽出本数 ・2,000m²あたり1本を抽出し、立木から樹皮を採取し放射性物質濃度を測定する。 ◎樹皮の採取方法 ・剥皮の際は、落下した樹皮が汚染されないよう地表にシートを敷くなどの対応をとること。 ・樹皮は内外樹皮を含めて試料とするが、樹木の生長に影響を与えないよう留意すること。 ・樹皮の採取量は、1検体1,000cc程度とする。 ◎測定結果による判断 5本の平均値により判断 6,400Bq/kg以下 → 伐採・搬出実行 6,400Bq/kg超 → 搬出見合わせ (b)GM計数管式サーベイメータによる場合 ◎抽出本数 ・1,000m²につき1本を抽出し立木の樹皮を測定する。 ◎立木樹皮の測定方法 ・立木の東西南北4方向の4部位で計測し、計測高は、地際から1.2mとし、アクリル板なし(A値)とアクリル板あり(B値)の測定を行うこと。 ・測定時間はそれぞれの部位で1分間とする。 ・測定開始前に、測定年月日、測定時刻、天候、気温、樹木より1m離れた位置の空間放射線量率を測定し、記録する。 ・降雨(雪)中や降雨(雪)直後には測定を行わないこと。 ・一般的な放射線測定器の使用温度範囲(0℃～40℃)外の気温の場合には測定を行わないこと。 ◎測定結果による判断 10本の平均値により判断 A値:560cpm未満かつC値:100cpm未満 → 伐採・搬出実行 A値:560cpm以上またはC値:100cpm以上 → 搬出見合わせ	◎抽出本数については、高線量地域の特性を鑑み、除染等業務特別教育テキストの平均空間線量の測定方法の考え方を準用し、GM計数管式サーベイメータによる場合は1,000m²あたり1本とした。なお、分析機関に依頼する場合は、測定精度が高いことから2,000m²あたり1本とした。 ◎分析機関に依頼する場合の樹皮の測定は、原則、林業事業体等伐採の実施者が民間分析機関において確認する。 なお、県では県林業研究センターの分析機器による測定の支援を行う。 樹皮の判定基準値(6,400Bq/kg)は、抽出による測定のため、安全率を乗じ設定。 8,000Bq/kg × 0.8(安全率) = 6,400Bq/kg ◎GM計数管式サーベイメータによる場合 積算係数モードにより測定する。 樹皮の判定基準値(A値:560cpm及びC値:100cpm)は、「放射性物質濃度換算推定式」(樹皮中放射性物質濃度簡易測定マニュアル参考資料)において、樹皮中の放射性物質濃度8,000Bq/kgを超えないと判定される値に、(抽出による測定のため)安全率を乗じ設定。 A値:700cpm × 0.8(安全率) = 560cpm C値:(針葉樹)140cpm × 0.8(安全率) = 112cpm ≒ 100cpm (広葉樹)130cpm × 0.8(安全率) = 104cpm ≒ 100cpm 放射性物質濃度換算推定式では針葉樹と広葉樹とで対応するC値が異なる。一方で安全率をかけたC値が細かいことから作業者等の理解のため、100cpmと読み変えて採用することとした。 (参考:令和6年度帰還困難区域内における森林施業による被ばく線量推計等調査事業報告書(令和7年3月林野庁)) A値:アクリル板を装着しないで調査対象木の東西南北毎に測定した表面計数率の平均値 B値:アクリル板を装着して調査対象木の東西南北毎に測定した表面計数率の平均値 C値:A値からB値を引いたアクリル板無し有り表面計数率差分
原木市場・製材工場等	(原木市場等) 原木市場等においても、樹皮の利用がある場合は、樹皮濃度を確認のうえ利用する。 (参考:製材品) 製材品に関しては、県で表面線量率の調査を四半期毎に実施しHP等で公表。また、木材業界独自でも自主基準を定め調査を実施。(自主基準値1,000cpm)	

第3 水害の防止に関する設計上の留意事項

開発行為に伴う流量増対策について、10ヘクタール未満の開発行為の場合下流に対する影響を考慮の上、必要に応じて調節池・調整池を設置すると規定していますが（「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」第5条第1号）、具体的には下記により運用しております。

水害に関する基本的留意事項

平成7年4月1日

（水害防止施設の必要性の判断）

- 1 水害防止施設の必要性については、別紙「水害防止施設の必要性検討表」により判断するものとし、開発後のピーク流量について、開発後下流の水路等が有する確率年雨量強度で計算した結果、安全に流下できる場合は流量増対策は必要ありません。

流下できない地点が生ずる場合は、その地点の施設の管理者と調整してその断面を改修するか、調節池等を設置して流量増対策を講じてください。

（調査の範囲）

- 2 1のピーク流量が安全に流下できるか否かの判断をする調査の範囲は、事業区域下流において開発による流量が増加する量が最初に1%未満になる地点までを実施してください。

（水害防止施設）

- 3 水害防止施設を設置する場合は、以下により設置してください。

（1）施設の種類

開発面積（森林法上の事業区域）1ha超～10ha未満 : 洪水調整池、洪水調節池等

開発面積 10ha以上 : 洪水調整池、洪水調節池

（2）許容放流量

ア 開発区域からの流出量（許容放流量）は、開発前のピーク流量以下に調節して放流してください。

イ 下流の流下能力について十分配慮するものとし、すでに開発前のピーク流量により下流施設が流下できない場合は、その施設の管理者と協議のうえ、開発前のピーク流量を最大放流量とした値で放流してください。

ウ 調節を必要とする場合で、止むを得ず直接放流が生じる場合はあらかじめその流出量を調節後の許容放流量から差し引いてください。

その差引計算は、平成3年12月24日付け3森保第532号3都第1083号通達によってください。

（3）容量の計算方法

容量計算に用いる確率雨量強度式は、原則1/30とし計算方法は、簡便法により求めても結構です。

ただし、許容放流量の比流量が $5\text{m}^3/\text{sec}/1\text{Km}^2$ 以上の場合は、できる限り厳密法でも検討し、容量の大きい方を採用してください。

（4）その他構造等

その他構造等は、福島県「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」により設置してください。

（他法令との指導の重複）

- 4 他法令の指導内容と、林地開発部門の指導内容が異なる場合は、その内容を検討し他法令と調整を図ったうえで施設の内容を決定します。

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の場合においては、開発行為に伴う流量増対策について、別途下記により運用することとしております。

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に係る水害に関する基本的留意事項

(水害防止施設の必要性の判断)

- 1 水害防止施設の必要性については、別紙「水害防止施設の必要性検討表」により判断するものとし、開発後のピーク流量について、開発後下流の水路等が有する確率年雨量強度で計算した結果、安全に流下できる場合は流量増の対策は必要ありません。

(調査の範囲)

- 2 1のピーク流量が安全に流下できるか否かの判断をする調査の範囲は、事業区域下流において開発による流量が増加する量が最初に1%未満になる地点までを実施してください。

(水害防止施設)

- 3 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に係る水害防止施設を設置する場合は、以下により設置してください。

(1) 施設の種類

開発面積(森林法上の事業区域)0.5ha超～10ha未満:洪水調整池、洪水調節池等

開発面積 10ha以上 :洪水調整池、洪水調節池

(2) 許容放流量

ア 開発区域からの流出量(許容放流量)は、開発前のピーク流量以下に調節して放流してください。

イ 下流の流下能力について十分配慮するものとし、すでに開発前のピーク流量により下流施設が流下できない場合は、その施設の管理者と協議の上、開発前のピーク流量を最大放流量とした値で放流してください。

ウ 調節を必要とする場合で、止むを得ず直接放流が生じる場合はあらかじめその流出量を調節後の許容放流量から差し引いてください。

その差引計算は、平成3年12月24日付け3森保第532号3都第1083号通達によってください。

(3) 容量の計算方法

容量計算に用いる確率雨量強度式は、原則1/30とし計算方法は、簡便法によりもともとでも結構です。

ただし、許容放流量の比流量が $5\text{ m}^3/\text{sec}/1\text{ km}^2$ 以上の場合は、出来る限り厳密法でも検討し、容量の大きい方を採用してください。

(4) その他構造等

その他構造等は、福島県「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」により設置してください。

(他法令との指導の重複)

- 4 他法令との指導内容と、林地開発許可制度の指導内容が異なる場合は、その内容を検討し他法令と調整を図った上で施設の内容を決定します。

(参考様式6)

水害防止施設の必要性検討表

														開発箇所名				沢、河川名			
区分	開発による流量の増加量													施設ネックポイントの流下能力				水害防止施設 流下断面改善の 必要性検討 D≧A 不要 D<A 要	施設管 理者名	備 考 (1%の 流量増解消点)	
地点 No.	流域 面積	流出係数別面積					平均 流出 係数	到達時間			施設の対 応雨量強 度 N	1/Nの ピーク 流量	開発による流 量の増加量% (1%>)	施設の粗 算係数 径 深	勾 配	流速 B 断面積C	対応する施設の 流下可能量 B×C= D				
		開発前	0.	0.	0.	0.			流入	流出	計										
		開発前																			
		開発後											A								
		開発前																			
		開発後											A								
		開発前																			
		開発後											A								
		開発前																			
		開発後											A								
		開発前																			
		開発後											A								
		開発前																			
		開発後											A								

- 注) 1 調査は、1%の流量増が解消される地点まで実施してください。
 2 上記表の算出根拠資料を添付してください。

3 森 保 第 5 3 2 号

3 都 第 1 0 8 3 号

平成3年12月24日

各林業事務所長

各建設事務所長

農地林務部長

土 木 部 長

開発許可制度に関わる技術基準の運用について(通達)

このことについては、下記により取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。

記

1 開発行為に伴う流量増対策のうち直接流出に対する取扱について

(1) 下流放流量の妥当性

ア 基本的に直接流出は認めない

イ 直接流出を認める場合は別紙例に基づき計算する

2 基準の適用月日について

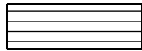
(1) 平成4年1月1日

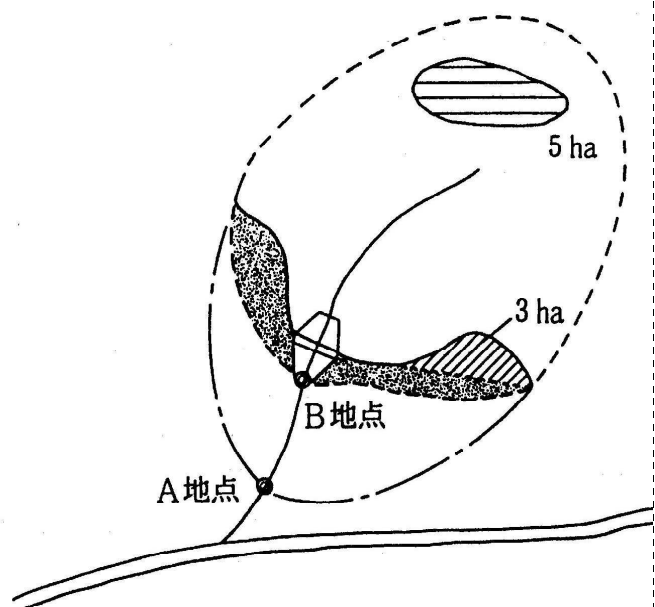
(2) 事前に協議を了しているものは、従前の例による

開発行為に伴う流量増対策の計算例

A 地 点 : 下流ネック部、現況流下能力($CA=2\text{km}^2$ 、 $Q=4\text{m}^3/\text{S}$ 、 $q=2\text{m}^3/\text{S}/\text{km}^2$)

B 地 点 : 開発区域からの流出地点、許容放流量 $=q1=2\text{m}^3/\text{s}=q\times CA1$

	: 開発区域面積(CA1)
	100ha(1.0km ²)
	: 開発地の直接流入地域
	3ha f=0.9
	: 未開発地の直接流出地域
	9ha f=0.6
	: 未開発地のダム流入地域
	5ha f=0.6
ダム下流法面 :	開発地の直接流出地域
	1ha f=0.9
ダム湛水池 :	開発地のダム流出地域
	2ha f=1.0
造成面積 :	開発面積
	80ha f=0.9
	(各流出係数は仮定)
降雨強度 洪水到達時間内降雨強度	150mm(仮定)
	(1/30、1/50または1/100)



(注意事項) この計算例は、開発区域上流に他の流域を含まない場合であり、他の流域を含む場合は、当然、開発区域面積CA1に他の流域面積を含めたものとなる。

① 開発区域からの流出量(Q)

$$\begin{aligned} Q &= Q1 + Q2 \\ &= 32.083 + 1.680 \\ &= 33.763\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

ア) 調節・調整池流入量(Q1)

$$\begin{aligned} Q1 &= 1/360 \times 150 \times (5 \times 0.6 + 2 \times 1.0 + 80 \times 0.9) \\ &= 32.083\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

イ) 直接流出量(Q2)

$$\begin{aligned} Q2 &= Q3 + Q4 \\ &= 1.500 + 0.180 \\ &= 1.680\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

A) 開発地からの流出量(Q3)

$$\begin{aligned} Q3 &= 1/360 \times 150 \times (3 \times 0.9 + 1 \times 0.9) \\ &= 1.500\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

B) 未開発地からの流出量(Q4)

$$\begin{aligned} Q4 &= 2 \times 9 / 100 \\ &= 0.180\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

② 調節・調整池からの許容放流量(Q0)

ア) 許容放流量(q1) - 直接流出量(Q2)

$$\begin{aligned} Q0 &= 2.000 - 1.680 \\ &= 0.320\text{m}^3/\text{S} \quad (\text{OK}) \end{aligned}$$

③ ダムによる最大(ピーク)cut量

ア) 調節・調整池流入量 - 下流ネック部の検証値(QV)

$$\begin{aligned} QV &= 32.083 - 0.320 \\ &= 31.763\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

④ 開発行為の適否

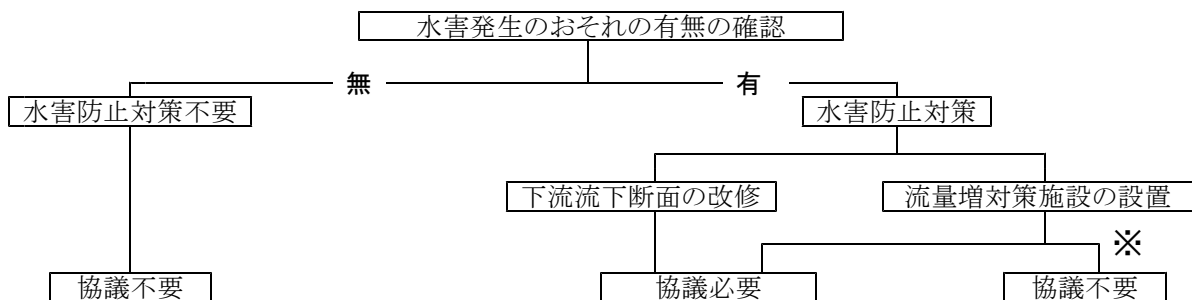
ア) 開発区域設定レイアウトの見直し必要なし、構造協議へ進む。

河川協議の取扱いに関する留意事項

平成7年4月1日

- 1 河川協議の相手
河川協議は、国(河川局、工事事務所)、県(河川課、建設事務所)、市町村と行ってください。
- 2 河川協議方法
開発事業者と河川管理者のあいだで行ってください。
また、その経過を林地開発担当者に常に情報として伝えてください。
- 3 河川協議の必要性の有無の判断(河川協議を必要としない場合。)
以下の場合、河川協議は必要ありません。
 - (1) 開発による下流への影響を判断して協議を必要としない場合
 - ア 別紙「水害防止施設の必要性検討表」により、河川区域断面の改修か水害防止施設が必要か検討してその必要がなければ協議も必要ありません。
 - イ 水害防止施設が必要であっても、その必要性を判断するにあたって検討した開発により最も影響の受ける地点(「水害防止施設の必要性検討表」により計算した結果開発前のピーク流量が最小となる地点)が上記1の河川管理者(国、県、市町村)以外の場合は協議を必要としません。
 - (2) 他法令との関連で必要としない場合
 - ア 都市計画法該当箇所
都市計画区域においては、都市計画法を審査する建設事務所が既に開発事業者を指導しているため改めて協議する必要はありません。
- 4 協議内容の確認
上記2の協議経過内容に疑義があれば、林地開発許可担当者が電話等により河川管理者に内容を確認して処理経過記録簿に記録しておくものとする。
- 5 河川協議と申請書類受理の取扱い
開発許可申請書の受理は、上記2の協議が完了してから行うものとする。
- 6 その他
特に県管理河川における、協議方式は更に詳細に定めるべく打合せ中です。

○水害防止施設の必要性と河川協議フロー



※ 協議の必要性の判断

協議を必要としないもの

- 1 他法令との関連で必要としないもの
都市計画区域においては、都市計画法の審査が建設事務所で行われるので、建設事務所に対しての協議は必要ない。
- 2 河川管理者の有無により協議を必要としないもの
開発によって最も影響を受ける地点が河川管理者(国、県、市町村)管理河川でない場合協議の必要はない。

第4 申請書類の記載例と申請の要点

記 載 例															
(要綱様式第1号) 林 地 開 発 許 可 申 請 書 ○年 ○月 ○日 福島県知事様 住 所 申請者氏名 電 話 番 号 福島市○○町○○番地 ○○株式会社 取締役社長 ○ ○ ○ ○ (○○○○—○○—○○○○) 次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">開発行為に係る森林の所在場所</td> <td style="padding: 5px;">甲山郡乙川村大字丙原字丁沢2番地外30筆</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発行為に係る森林の土地の面積</td> <td style="padding: 5px;">19. 3046ha</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発行為の目的</td> <td style="padding: 5px;">ゴルフ場造成</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発行為の着手予定年月日</td> <td style="padding: 5px;">令和○年○月○日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発行為の完了予定年月日</td> <td style="padding: 5px;">令和○年○月○日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発行為の施行体制</td> <td style="padding: 5px;">A工区 ○○株式会社、B工区 ○○有限会社</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">備 考</td> <td style="padding: 5px;"> 環境影響評価手続 評価書 ○年○月○日公告 縦覧期間 ○年○月○日～○年○月○日 </td> </tr> </table> 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。		開発行為に係る森林の所在場所	甲山郡乙川村大字丙原字丁沢2番地外30筆	開発行為に係る森林の土地の面積	19. 3046ha	開発行為の目的	ゴルフ場造成	開発行為の着手予定年月日	令和○年○月○日	開発行為の完了予定年月日	令和○年○月○日	開発行為の施行体制	A工区 ○○株式会社、B工区 ○○有限会社	備 考	環境影響評価手続 評価書 ○年○月○日公告 縦覧期間 ○年○月○日～○年○月○日
開発行為に係る森林の所在場所	甲山郡乙川村大字丙原字丁沢2番地外30筆														
開発行為に係る森林の土地の面積	19. 3046ha														
開発行為の目的	ゴルフ場造成														
開発行為の着手予定年月日	令和○年○月○日														
開発行為の完了予定年月日	令和○年○月○日														
開発行為の施行体制	A工区 ○○株式会社、B工区 ○○有限会社														
備 考	環境影響評価手続 評価書 ○年○月○日公告 縦覧期間 ○年○月○日～○年○月○日														

申 請 の 要 点

様式1 林地開発許可申請書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 申請者の住所、氏名、電話番号 2 開発行為に係る森林の所在場所 3 開発行為に係る森林の土地の面積 4 開発行為の目的 5 開発行為の着手及び完了予定年月日 6 開発行為の施行体制 7 環境影響評価法等に基づく 手続状況 他法令の手続状況 <添付書類> 1 法人の場合はその登記事項証明書 2 法人でない団体の場合はその代表者の氏名並びに規約、組織及び運営に関する定めを記載した書類 3 個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので氏名及び住所を証する書類		1 (申請人) 申請人が法人の場合は当該法人の登記事項証明書、法人でない団体の場合は代表者の氏名並びに規約その他組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので氏名及び住所を証する書類を添付してください。 共同施行等申請人が複数の場合には連名で記載してください。(多人数となる場合は筆頭者を申請書に記載し他は別紙に記名すること。) 2 「開発行為に係る森林の所在場所」欄 5条森林のうち<u>土地の形質を変更する森林の所在場所</u>、筆数を記載してください。 所在場所の番地が多い場合は〇〇番地外〇〇筆として別紙にその明細書を添付してください。 (一時的に利用する森林も含みます。) 3 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄 土石採取等(砂利、採石等)将来にわたる全体計画が予想される開発行為については、その概数面積を()書きで併記してください。 面積は実測とし、ha単位で小数点第4位まで記入してください。 4 「開発行為の目的」欄 開発行為の目的はその用途を具体的に記載してください。 (例)別荘地造成、ゴルフ場造成、工場用地造成、住宅用地造成、資材置場造成、農用地造成、土石の採取(砂利、採石、土採取等) 5 「着手及び完了予定年月日」欄 他法令により許認可の期間が定められる場合は、その期間と一致させてください。実施工程表と照合し、実行可能性のある期日としてください。

4 開発行為をする施行者の建設業許可書、事業経歴書、預金残高証明書、納税証明書、事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員、技術者名等)、開発行為に係る施工実績を示す書類(監督処分及び行政処分があった場合は、その対応状況を含む) 申請時に施行者が決定していない場合は誓約書等 5 環境影響評価法等や他法令等の手続状況が確認できる書類等	6 「開発行為の施行体制」欄 開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。申請時に施行者が確定していない場合は開発行為着手前に必要な提出することを誓約する書類等を提出してください。 7 「備考」欄 環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続や行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、林地開発許可申請時点におけるその手続きの状況について記載してください。
---	---

記 載 例							
(様式2)							
計 画 説 明 書							
設 計 者 住 所 氏 名	乙 山 市 丙 野 町 1 番 地 丁 田 設 計 (株) 取締役 ○○○○			申 請 者 住 所 氏 名	福 島 市 ○○ 町 ○○ 番 地 ○○ 株 式 有 限 公 司 取締役社長 ○○○○		
開発対象区域の場所		甲 山 郡 乙 川 村 大 字 丙 原 字 丁 沢 2 番 地 外 150 筆					
計 画 の 方 針	目的及び施設の名称	ゴルフ場造成(仮称:○○カントリークラブ)					
	基 本 方 針	1 レイアウトについては、…………… 2 地元貢献策については、…………… 3 防災については、…………… 4 環境保全対策については、……………					
開 発 対 象 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官有地	その他	計
	面 積(ha)	35.1751	1.8435	—	0.6832	0.1317	37.8335
	比 率(%)	93.0	4.9	—	1.8	0.3	100%
	地 況 ・ 林 況	標高40m～70m (地況) 緩傾斜地 花崗岩 (林況) 針 スギ、マツ 20～40年 30% 広 クヌギ 10～20年 70%					
土 地 の 利 用 計 画	地類別区分 用途区分	山 林				その他 (農地・宅地等)	合 計 (C)+(D)
		開 発 行 為 の 面 積 (A)	残 置 す る		計 (A+B=C)		
	面 積 (B)		比率(%)				
	ゴ ル フ 場	18.1191	16年生以上 (15.0000) 15.8705 ^{*1}	—	33.9896	1.8771	35.8667
	造 成 森 林	1.1855	—	—	1.1855	0.7813	1.9668 ^{*2}
	計	19.3046	(15.0000) 17.8373	42.6 50.7	35.1751	2.6584	37.8335
開 発 事 業 の 計 画	主 要 施 設 及 び 工 種	概 ↑ 15.8705(残置する森林 ^{*1})+1.9668(造成する森林 ^{*2}) 要					
	事業計画目的 防災計画 一時利用計画 その他	ゴルフ場9ホール クラブハウス 1棟 駐車場 1ヶ所 150台 道路 進入路(W=8.0m L=1,500m)、管理道(W=4.0m L=4,500m) 洪水調節池 6ヶ所 コンクリート擁壁 18ヶ所 土捨て場 1ヶ所(35,000m ³) 污水浄化槽					
防災施設等の維持管理方法、開発完了後の維持管理方法		別紙「防災施設等の維持管理方法、開発完了後の維持管理方法」に基づき、 防災施設等(法面・排水施設・沈砂池・仮設防災施設等)を毎月1回点検し、 降雨・地震後は臨時点検を行う。 損傷、洗掘、閉塞、土砂堆積、濁水流出等の有無を確認する。 異常時は修繕、清掃、浚渫等を行い、点検結果・対応状況を写真記録する。					
その他参考事項		1 区域内既設ため池の保存 2 ○○水路管理組合との協議調整 3 公益的機能別森林施業森林区域					

記 載 例

(様式2)

計画説明書(採石の場合の記載例)

設 計 者	住 所 氏 名	○○○○○ ○○○○○	申 請 者	住 所 氏 名	○○○○○ ○○○○○			
開発対象区域の場所		○○町大字○○字○○ ○番地 外○○筆						
計 画 の 方 針	目的及び施設の名称	岩石の採取、販売						
	基本方針	1 今回許可申請の区域面積は、7.2756ha(既開発5.5088haを含む)であるが、将来はこの接続地 地権者との合意があるので更に開発区域(約4.2ha)を拡張し、採石を進めていきたい。 2 採石終了時点で跡地利用は一部宅地、その他は表土を敷均し畑地として地権者に返還するこ とになるので、最終時期に具体的な利用計画を策定し、許可の手続きをする。 3 採石は地元の土木建築資材として供給し、従業員にできるだけ地元住民の雇用を配慮している 4 開発区域周囲の森林は保全林として残置し、既開発地に沈砂池や貯水施設を整備し法面緑 化その他防災等に十分配慮した計画設計とした。 5 周辺地元住民の開発同意を得るとともに、保全対策について町と協定を締結した。						
開 発 対 象 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官有地	その他 計		
	今回 申請	面積(ha)	2.2179			5.0577	7.2756	
		比率(%)	30.5			69.5	100.0	
	将来 計画	面積(ha)	4.2000				4.2000	
		比率(%)	100.0				100.0	
	計	面積(ha)	6.4179			5.0577	11.4756	
		比率(%)	55.9			44.1	100.0	
地 況 ・ 林 況	(地況) 標高450m～490m (林況) 針 マツ 20～40年 30% 緩傾斜地 花崗岩 広 ナラ 20年 70%							
土 地 の 利 用 計 画	地類別区分	山 林			その他	合 計 (C)+(D)		
	用途区分	開 発 行 為 の 面 積 (A)	残 置 す る 面 積(B)	比 率(%)	計 (A+B=C)		(既開発地) (D)	
	今回 申請	既 開 発 地		(0.4511)		(0.4511)	(5.0577)	(5.5088)
		採石計画地	1.4932	0.2736		1.7688		1.7668
		小 計	1.4932	0.7247		2.2179	5.0577	7.2756
	将来 計画	第Ⅱ期採石 計 画 地	4.2000			4.2000		4.2000
	合 計		5.6932	0.7247		6.4179	5.0577	11.4756
主要施設及び工種	概 要							
開発事業の計画	(工種) 廃水処理施設 沈砂池 堆砂土砂施設 法面緑化 採石施設 (今回申請箇所は平成14年～18年の5ヶ年計画、将来計画は平成19年から約10ヶ年計画とする) 内水ビット2基、廃水処理装置1基、シックナー1基、 フィルタープレス(ヘドロ処理)8基 廃水については、区域内に沈砂池を作り排水処理する。 表土は区域内の平坦地に一時堆砂し、流出等のないよう土留ブロック積工を行う。 採石の最終法面については5m毎に小段を設け客土をして植栽及び法面吹付けを行う。 クラッシャー1基、原石投入ビン2基、1次2次トロンメル各1基 サンドウォッシャー1基、その他							
防災施設等の維持管理 方法、開発完了後の 維持管理方法	別紙「防災施設等の維持管理方法、開発完了後の維持管理方法」に基づき、 防災施設等(法面・排水施設・沈砂池・仮設防災施設等)を毎月1回点検し、降 雨・地震後は臨時点検を行う。 損傷、洗掘、閉塞、土砂堆積、濁水流出等の有無を確認する。 異常時は修繕、清掃、浚渫等を行い、点検結果・対応状況を写真記録する。							
その 他 参 考 事 項	1 区域内既設ため池の保存 2 ○○水路管理組合との協議調整 3 公益的機能別森林施業森林区域							

(参考)

前項別紙「防災施設等の維持管理方法、開発完了後の維持管理方法」作成例

防災施設等の維持管理方法、開発完了後の維持管理方法			
点検スケジュール	通常時	月 1 回の定期点検を実施する。	
	非常時	次の場合、非常時の点検を実施する。 ・レベル4土砂災害危険警報発令時 ・震度 5 弱以上の地震観測時	
点検施設	点検箇所	点検項目	異常時の対応
防災調節池	池内	堆砂、ゴミ、流木、落葉、雑草繁茂がないか	土砂撤去、除草、清掃、浚渫
	流入口	土砂・落葉・流木による閉塞、周辺の洗掘がないか	閉塞物除去、洗掘部の補修
	放流口 オリフィス	閉塞、破損、スクリーン詰まりがないか	即時清掃、復旧
	余水吐	破損、越流跡、下流側洗掘がないか	洗掘防止、断面確保、必要に応じ設計確認
	堤体・法面	亀裂、沈下、はらみ、陥没	コンクリート診断士等専門技術者に確認
	下流放流部	吐口の洗掘、護岸破損、流路閉塞がないか	洗掘補修、護床工、流路清掃
	安全施設	フェンス、看板、管理用通路に破損・支障がないか	補修、草刈り、進入防止措置
排水路	排水路全体	土砂堆積、落葉、流木、ゴミ、雑草による通水断面不足がないか	清掃、浚渫、除草
	水路断面	ひび割れ、欠損、目地開き、漏水、周辺地盤の吸出しがないか	目地補修、断面復旧
	勾配・流下状況	滞水、逆勾配、流れの偏り、越流跡がないか	清掃後も残る場合は構造確認
	集水柵・グレーチング	土砂堆積、詰まり、蓋・グレーチング破損がないか	土砂撤去、蓋交換
	暗渠・管渠	入口・出口の埋没、閉塞、沈下、破損がないか	定期観察、管口清掃、管渠補修
	流末・吐口	洗掘、護岸損傷、土砂堆積、下流への土砂流出がないか	護床・護岸補修、土砂撤去
擁壁	壁面	ひび割れ、欠損、剥離、鉄筋露出がないか	ひび割れ幅を測定し記録。進行性があれば補修
	壁体の変形	はらみ出し、傾き、段差がないか	コンクリート診断士等専門技術者に確認
	天端・背面	沈下、陥没、隙間、背面土の流出がないか	応急充填、排水確認、原因調査
	基礎・前面	洗掘、基礎露出、沈下がないか	洗掘防止、根固め、専門確認
	水抜き穴	詰まり、排水不良、濁水・土砂流出がないか	清掃。濁水が続く場合は背面土の吸出しを疑う
	目地	目地の開き、ずれ、漏水がないか	変位量を記録し、進行性確認
点検結果の記録方法			
・ 防災施設の点検結果については、点検の実施状況、施設の状態、異常の有無及び対応状況を後日確認できるよう、点検記録票、位置図及び写真により記録するものとする。 ・ 点検記録票には、点検日、点検者、天候、点検区分、点検対象施設名、施設番号、点検箇所、点検結果、異常の内容、判定区分、対応方針及び対応状況を記載する。異常が確認された場合は、堆砂、閉塞、亀裂、沈下、洗掘、漏水、破損、変形等の内容を具体的に記録する。 ・ 写真記録については、施設全体の状況が分かる全景写真、異常箇所の状況が分かる近景写真及び損傷の規模を確認できるスケール入り写真を撮影するものとする。写真には、撮影日、施設名、施設番号、撮影位置、撮影方向及び異常内容を記載し、点検記録票及び位置図と対応するよう写真番号を付すものとする。 ・ 点検の結果、清掃、補修、応急措置等を実施した場合は、実施日、実施者、対応内容及び確認結果を記録するものとする。また、施工前、施工中及び施工後の写真を整理する。			

申 請 の 要 点		
明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 設計者、申請者の住所、氏名 2 開発対象区域の場所 3 計画の方針 4 開発対象区域の現況 5 土地の利用計画 6 開発事業の計画 事業の全体計画の概要 期別計画の概要 防災施設等の概要 防災施設等の設計根拠 7 防災施設等の維持管理方法、 開発完了後の維持管理方法 8 その他特に留意した事項 〈添付書類〉 1 開発事業区域内土地明細表 付属表Ⅰ（森林） 付属表Ⅱ（その他） （筆数が多い場合） 2 事業計画の基本方針 （詳細に補足するものがある場合） 3 期別の計画概要 （計画が1年以上の長期にわたる 場合）		1 全般 (1) 農地、宅地等も含む全体開発計画の概要を 明らかにしてください。 (2) 1年以上長期にわたる場合には期別計画の 概要を添付してください。（年度毎） (3) 採石、砂利採取等将来にわたる全体計画が あるものについては、「開発対象区域の現況」欄 及び「土地の利用計画」欄並びに、「開発事業 の計画」欄を今回申請分と将来計画分に分けて 記載してください。 2 「開発対象区域の場所」欄 農地、宅地を含む 事業区域すべての 場所に ついて記入してください。 3 「計画の方針」欄 基本方針については、計画、設計にあたって の基本的な考え方及び地元住民、地域産業と の関連、そのほか防災、水資源確保、環境保全 等の観点から見た事業計画の基本的事項につ いて概略等を記載してください。 <u>別に事業内容を詳しく説明した計画書等があ る場合は添付してください。</u> 4 「開発対象区域の現況」欄 (1) 「地況、林況」欄には、代表的な地況の概要 及び針葉樹、広葉樹別に概略の樹種、林齢、面 積（又は割合）等について記載してください。 なお、開発対象区域に保安林を含む場合 は、地類区分に保安林を追加して山林とは別に 記載してください。（保安林は許可対象森林には 含みません。） (2) 「面積」欄 ア 現況全体面積の積算方法の根拠を明らか にしてください。 イ 農地については転用許可申請面積との関 連、官有地については公共財産用途廃止申 請面積との関連について確認できる資料を添 付してください。 ウ その他面積については、その内訳を確認で きる資料を添付してください。

	5 「土地の利用計画」欄 (1) 用途区分には、学校、産業廃棄物処理分場、レジャー施設、工場又は事業場、住宅団地、造成森林等開発目的の主要造成用途を記入し、その区分毎に整理してください。 なお、「開発対象区域の現況」欄の山林の面積と「土地の利用計画」欄の山林の計面積(C)及び、「開発対象区域の現況」欄の合計面積と「土地の利用計画」欄の合計面積は一致します。 (2) 「開発行為の面積」計((A)の合計)は申請書(様式第1号)の「開発行為に係る森林の土地の面積」と一致します。 (3) 残置又は造成する森林の比率は基準(P.8表1)を満たすよう計画してください。 (4) 別荘地、住宅団地等の場合は、分譲に係る森林緑地の面積についても記入してください。 (5) 洪水調節池の湛水区域は、開発行為面積に含まれるので注意してください。 (6) 森林率は計の欄に造成森林を加えた数字を記入し、その率を算出してください。 なお、宅地の場合、森林率には造成緑地の面積も含まれます。 6 「開発事業の計画」欄 主要施設及び工種欄には次のような計画区分をして、主要な施設及び工種ごとにその名称、計画数量(〇〇ホール、〇〇基、〇〇カ所、〇〇戸、〇〇メートル、〇〇本等)及び工法等の概要を記載してください。 ① 開発事業目的の計画 ② 防災施設等の計画 ③ 代替施設の計画 ④ 一時利用の計画 ⑤ その他の計画 なお、道路の開設、改築だけの場合には延長、幅員、待避所、車廻しその他の主要工事の概要について記載してください。 7 「防災施設等の維持管理方法、開発完了後の維持管理方法」欄 以下の内容を網羅した維持管理計画を添付すること。 点検スケジュール、個別の点検項目、点検記録方法、異常時の対応方法 8 「その他の参考事項」欄 当該開発事業の計画にあたって特に留意した事項等について記載してください。
--	--

申 請 の 要 点

(参考様式2-1)

開発事業区域内土地明細表

番 号	所在場所				地目		筆毎の面積		土地所有者	
	市 町 村	大 字	字	地 番	登 記	現 況	登 記	実 測	住 所	氏 名
1	乙川	丙原	丁沢	2	山林	山林	1.2345	.2345	○…………	○○ ○○
2	乙川	丙原	丁沢	3-1	山林	山林	0.1234	.3210	○…………	○○ ○○
計			3字	12筆				.3146		

左記以外の権利者			備 考
権利 の 種類	住 所	氏名	
抵当権	△…………	◇ ◇	

(注) 1 開発面積の詳細を「付属表」にまとめること。

2 字毎に字計、表毎に小計を出し、最後に合計数字を記入すること。

申 請 の 要 点

(参考様式2-1) 開発事業区域内土地明細表

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 事業区域内の全ての土地に関する所在場所、地目、面積、土地所有者の住所氏名、施行の妨げとなる権利の種類、施行の妨げとなる権利を有する者の住所氏名		1 この表と同意書を対比できるよう、番号一つに土地1筆を対応させ、事業区域内の全ての土地について記入してください。 2 所在場所は地番まで、面積はヘクタール単位で小数第4位まで記入してください。 3 字毎に字計、頁毎に小計を記入し、最後に合計数字を記入してください。 (○大字、○字、○筆、0.0000ha) 4 所有権の他、開発行為の施行の妨げとなる権利がある場合には、権利の種類と権利者の住所、氏名も記入してください。

記 載 例

(参考様式2-1-1)

付属表Ⅰ(森林)

土地 明細表 番 号	15年生以下の森林 (㎡)			15年生を超える森林 (㎡)			森林面積 計 (㎡)	造成 森林 面積 (㎡)	造成 緑地 面積 (㎡)	林 況			備考
	開発面積	残置面積	小計	開発面積	残置面積	小計				人天別	樹種	林齢	
1	3, 142	1, 414	4, 556	6, 057	1, 732	7, 789	12, 345	9, 199	0. 000	人工林 天然林	スギ コナラ	7 28	平成12年 度造林 補助事 業実施
2				3, 210		3, 210	3, 210	3, 210		天然林	アカマ ツ	35	
	3, 142	1, 414	4, 556	39, 447	35, 791		79, 794	16, 583	0. 000				

- (注) 1 「開発事業区域内土地明細表」のうち現況森林部分についてのみまとめること。
 2 15年生以下、15年生を超える森林の区分は、開発目的が「別荘地、スキー場、ゴルフ場、宿泊施設・レジャー施設、太陽光発電設備の設置」の場合のみ行うものとし、他は15年生以下の欄に記入すること。
 3 各面積は、1枚毎に小計を出し最後に合計を記入すること。
 4 備考欄には、林業投資状況等を記入すること。

(参考様式2-1-2)

付属表Ⅱ(森林以外)

土地 明細表 番 号	面 積 区 分 (㎡)			造成森林面積 (㎡)	造成緑地面積 (㎡)	備 考
	開発面積	残置面積	計			
3	2, 236		2, 236	1, 732	504	
7	8, 620	1, 013	9, 633		457	
計	11, 596	1, 756	13, 352	1, 791	1, 770	

- (注) 1 「開発事業区域内土地明細表」のうち森林以外部分についてのみまとめること。
 2 各面積については、1枚毎に小計を出し最後に合計を記入すること。

申 請 の 要 点

(参考様式2-1-1) 付属表Ⅰ(森林)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
事業区域のうち森林について、筆毎に次の項目 1 15年生以下の森林、15年生を超える森林別の面積 2 開発に係る部分、残置する部分別の面積 3 造成する森林又は緑地面積 4 林況 5 林業投資状況		1 土地明細表番号は、参考様式2-1「開発事業区域内土地明細表」番号欄の数字を記入してください。 2 審査基準の残置森林率に用いる「残置森林」は15年生を超える森林を指すので、森林の筆毎に15年生以下とこれを超えるもの別の面積を記載し、さらに、それぞれの開発面積と残置面積を記載してください。 3 造成森林面積欄、造成緑地面積欄には森林の土地の形質を変更した後森林や緑地に造成する場合の面積を記入してください。 4 備考欄には補助事業等林業に関する投資状況を記入してください。 5 字毎、頁毎に小計を記入し、最後に合計を記入してください。

参考様式2-1-2 付属表Ⅱ(森林以外)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
事業区域のうち森林以外の土地について、筆毎に次の項目 1 開発に係る面積、残置面積、造成森林面積、造成緑地面積		1 土地明細表番号は、参考様式2-1「開発事業区域内土地明細表」番号欄の数字を記入してください。 2 字毎、頁毎に小計を記入し、最後に合計を記入してください。

記 載 例

(参考様式3)

残置森林等保全管理計画概要書

1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積					
区 分	森 林		緑 地		面 積 計
	市町村・大字・字・番地	面 積	市町村・大字・字・番地	面 積	
残置する	字丁沢1、2、3、16、17 字松ノ下11、28	(ha) 15.8705	_____	(ha) —	(ha) 15.8705
造成する	字唐山30、31 字松ノ下29、7-1	(ha) 1.9668	_____	(ha) —	(ha) 1.9668
面 積 計	_____	(ha) 13.8373	_____	(ha)	(ha) 13.8373

2 権利の取得状況
 ○年○月○日 当会社所有地として移転登記済
 (ただし、農地については同意まで。所有権取得は農地転用許可後)
 別紙同意書、売買契約書、登記事項証明書のとおり

3 造成計画
 畑地跡(0.7813ha)については、スギを3,000本/ヘクタール植栽する。
 土取場(資材置場)跡、原野(1.1855ha)についてはアカマツを5,000本/ヘクタール植栽する。
 なお、一部ヤシャブシ等肥料木を混植する。

4 保全管理計画
 (1) 地元との保全管理協定を締結するとともに、現地に当社の管理事務所を設置し、巡視員を配置する。
 (2) 残置又は造成する森林について、除草、下刈り、病虫害防除等維持管理を実施する。
 (3) 施工後2年間は造成森林(造成緑地)箇所について、毎年○月末までに活着状況等について調査を実施し農林事務所へ報告を行う。

(注) 1 「権利の取得状況」欄は、残置又は造成する森林(緑地)に関する具体的権利名を記載してください。

なお、既に権利を取得している場合にはそれを証する書類を添付してください。

2 「造成計画」欄には植栽樹種、本数、張芝等具体的な施行計画の概要について記載してください。

3 「保全管理計画」欄には、森林及び緑地の維持管理を図るための措置を記載してください。

また、施工後2年間は緑化状況を確認することとし、その具体的方法について記載してください。

なお、既に「地方公共団体等」と協定をしている場合にはその写しを添付してください。

申 請 の 要 点

(参考様式3) 残置森林等保全管理計画概要書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積 2 権利の取得状況 3 造成計画 (面積、植栽樹種本数等) 4 保全管理計画		1 「残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積」欄 面積は、計画説明書(様式2)「土地の利用計画」欄で記載した面積と一致します。 2 「権利の取得状況」欄 残置又は造成する森林(緑地)に関する具体的権利名を記載してください。 なお、既に所有権等権利を取得している場合は、それを証する書類を添付してください。 また、権利を取得していない場合は、権利取得の見通し等について記載してください。 3 「造成計画」欄 植栽樹種、本数、張芝等具体的な施工計画の概要を記載してください。 4 「保全管理計画」欄 維持管理計画について具体的に記載してください。 また、施工後2年間は緑化状況を確認することとし、その具体的方法について記載してください。 なお、既に関係地方公共団体等と維持管理に関する協定を締結している場合は、その写しを添付してください。また、未締結の場合にはその見通しについて記載してください。 5 その他 分譲別荘地、住宅団地で分譲区画内に残置森林等がある場合には、その面積の内訳を明らかにするとともに、分譲後所有権が移転しても保全計画の趣旨が遵守されるよう措置し、その裏付資料を添付してください。 (市町村との建築協定の締結や分譲契約の約款等)

記 載 例

(参考様式3-1)

残置又は造成する森林(緑地)の 維持管理に関する協定書

〇〇地区で行う森林法に基づく開発行為により、残置又は、造成する森林(緑地)の維持管理について、下記のとおり協定いたします。

協定年月日 〇年 〇月 〇日

住所 福島市〇〇町〇〇番地
開発行為者 〇〇株式会社
(甲) 氏名 取締役社長 〇〇太郎

住所 甲山郡乙川村大字丙字丁〇番地
市 町 村 長 氏名 乙川村長 丙 山 二 郎
(乙)

記

区域の場所及び事業名称		甲山郡乙川村大字丙原字丁沢2番地 外 〇〇ゴルフ場造成
共 通 的 事 項		① 当地域の自然環境と生活環境の調和ある開発を図るため、残置する森林等は甲の責任において将来ともこれを保存し、善良な維持管理を行うものとする。 ② 当該森林の土地及び使用の権利を他に譲渡する場合甲は、事前に乙と協議するものとする。
森 林		① 残置する森林のうち特に公益的機能別施業森林区域については、甲の責任において積極的に維持増進を図るとともに、甲は乙の指導を遵守し森林施業(植栽、保育等)を行うものとする。 ② 区域内既存ため池の周辺部残置森林についての森林施業(植伐)に当たっては、当該ため池の管理者及び水利権者と事前に協議するものとする。
緑 地		緑地については、甲の責任において良好な維持管理を行うとともに、甲は乙の指導を遵守するものとする。

(注) 残置又は造成する森林(緑地)の永続的な維持管理のために必要となる次に掲げる事項を協定してください。

- 1 管理責任
- 2 当該森林(緑地)についての権利及びその譲渡、承継等にあって維持管理に支障を生じさせないための措置
- 3 森林(緑地)機能の維持増進を図るための措置
- 4 立木の伐採及び植栽、保育等の施業の取扱い
- 5 その他必要な事項

申 請 の 要 点

(参考様式3-1) 残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 協定者の住所、氏名 2 協定の対象となる土地の所在 及び事業の名称 3 協定の内容		1 残置森林等の永続的な維持管理のために 必要となる次に掲げる事項を協定してくださ い。 (1) 管理責任 (2) 当該森林(緑地)についての権利及びその 譲渡、承継等にあたって維持管理に支障を生 じさせないための措置 (3) 森林(緑地)機能の維持増進を図るための 措置 (4) 立木の伐採及び植栽、保育等の施業の取 扱い (5) その他必要な事項

記 載 例	
(参考様式4)	
一 時 利 用 計 画 概 要 書	
1 利用場所 甲山郡乙川村大字丙原字丁沢地内	2 利用目的 土取場、埋立地、工事資材置場
3 利用面積(開発行為に係る) 全体面積 1.9668ha { 森林に係る面積 1.1855ha 森林以外に係る面積 0.7813ha	
4 利用期間 着工後 16ヶ月 回復期間 利用完了後2ヶ月	
5 利用計画の概要 (1)開発行為の内容 切土(1ヶ所)35,000m ³ 湿田埋立(2ヶ所)8,300m ³ (2)利 用 方 法 { 土取 35,000m³はクラブハウス進入路用盛土 土取後は資材置場 現場仮小屋4棟を設置 埋立地は資材置場(2ヶ所)0.784ha } 1.1827ha	
6 利用後の原状回復方法 現場仮小屋は解体撤去する。 跡地は全面に厚さ50cmの客土を行い、スギをha当たり3,000本以上植栽する。	
(注) 1 「利用面積」欄には、「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。 2 「利用期間」欄には、「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。 3 「利用計画の概要」欄は、「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて、土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。 4 「利用後の原状回復方法」欄は、施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等具体的な方法の概要を記載してください。 5 必要に応じ一時利用計画及び原状回復計画の図面(平面、断面、構造図等)を添付してください。	

申 請 の 要 点

(参考様式4) 一時利用計画概要書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 利用場所 2 利用目的 3 利用面積 4 利用期間 5 利用の計画の概要 6 利用後の原状回復方法		1 「一時利用」とは、資材置場、進入路、迂回路、残土捨場等の一時的な利用行為をいいます。 2 「利用目的」欄 利用目的が複数ある場合は全て記載してください。 3 「利用面積」欄 「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。 4 「利用期間」欄 「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。 5 「利用計画の概要」欄 「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。 6 「利用後の原状回復方法」欄 施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等原状回復のための具体的な方法の概要を記載してください。 7 その他 必要に応じ一時利用計画及び原状回復計画の図面(平面、断面、構造図等)を添付していただくことがあります。
〈添付書類〉 1 必要に応じ利用の計画図及び原状回復計画図		

記 載 例

(参考様式5)

資 金 計 画 書

下記の通り相違ありません。

○年 ○月 ○日

申請者 住 所 福島市○○町○番地
氏 名 ○○株式会社
代表取締役社長 ○○太郎

概 要	設立年月日		昭和元年1月1日		資本金		150, 000千円			
	法令による登録等		〇〇株式会社 ゴルフ場の建設及び経営							
	従業員数		78人(うち土木建築関係技術者15人)							
	前年度事業量		17, 975, 200千円		うちゴルフ場関係		2, 767, 500千円			
	主たる取引銀行		甲井銀行、乙井銀行							
今回申請事業経費	事業収支計画書	収入の部	1	自己資金	580, 000千円		3	その他		
			2	融資金額	786, 000千円			借入金	200, 000千円	
							計	1, 566, 000千円		
		支出の部	1	用地費	150, 000千円		5	その他 アセス、その他	341, 000千円	
			2	土木費	1, 054, 000千円					
			3	防災費						
				上記内数(300, 000千円)						
			4	附帯費	21, 000千円		計	1, 566, 000千円		

申 請 の 要 点

(参考様式5) 資金計画書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 申請者の概要 2 開発行為に要する資金の額及び資金の調達方法 <添付書類> ※ 申請書の添付書類と同じ場合は省略可 1 概算設計見積書 2 預金残高証明書、融資証明書等 3 貸借対照表、損益計算書等 4 納税証明書 5 事業経歴書 6 法人の登記事項証明書 7 定款(法人の場合) 8 住民票等(個人の場合) 9 法第十条の三第一項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類 ※任意様式としますが、参考様式を事項に示します。 10 その他、関係議事録等		1 「概要」欄 (1) 法令による登録等欄には、法人登記並びに宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業者登録等による商号、事業目的等を記載してください。 (2) 前年度事業欄には、会社の全事業費を計上するとともに、その内の申請事業の支出経費(実績)を並記してください。 2 「今回申請事業経費」欄 (1) 融資金額欄には、金融機関からの融資額を計上してください。 個人または、親会社、関連会社から資金の調達を受ける場合は、借入金として計上してください。 (2) 借入金については、貸付者(会社)の貸付能力及び貸付条件等を明らかにするため、貸付者の預金残高証明、事業決算書(実績)、議事録等の裏付け書類を添付しその実現性を明らかにしてください。 (3) 預金残高証明については、最近のものとし、(原則として申請前3カ月以内)2つ以上の金融機関にわたる場合は、同日付けの書類を準備してください。 (4) 原則として、売上げ等今後の事業収入見込みなど不確定な収入は、収入の部に計上しないでください。

記 載 例

(参考様式5 添付資料)

令和 年 月 日

福島県知事 様

誓 約 書

私は（当法人は）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 申請者は、同法第 10 条の 3 第 1 項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しません。
- 2 本誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

※ 県が、申請者の資力及び信用を確認するため必要があると認める場合には、申請者の代表社員、業務執行社員、親会社、出資者、その他当該開発行為の実施に実質的に関与する者との関係並びにこれらの者に係る森林法第 10 条の 3 第 1 項の規定による命令及びその履行状況について、説明又は関係資料の提出を求めることがあります。

住所（所在地）	福島市〇〇町〇番地
氏名（名称）	〇〇株式会社
代表者職・氏名	代表取締役社長 〇〇太郎

※法人の場合は、所在地、法人名並びに代表者の職及び氏名を記載してください。個人の場合は、住所及び氏名を記載してください。

(参考様式9)

公共施設管理者の同意書

様

○年 ○月 ○日

公共施設管理者

住 所 甲川郡乙川村

氏 名 乙川村長 ○○○○

貴殿が(○○地区)で森林法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い設置されることに同意します。

記

公共施設名	所 在	措 置 条 件 等
1 村道○○線	乙川村大字丙原字山入	村職員立会いのもとに境界を明確にし村の指示に基づき公用廃止の所定の手続きをすること。 村営上水道からの受給水施設工事にあたっては、水源の拡充、本管の改良負担額等について別途協定によるものとする。
2 上水道施設	〃 字入沢	
	〃 字井出水	

申 請 の 要 点

(参考様式9) 公共施設管理者の同意書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 公共施設名 2 施設の所在場所 3 措置条件		1 開発行為に係る工事によって開発区域内における既存の公共施設(道路、水路上水道、電気ガス等)の機能に支障が生ずることのないよう、あらかじめ、当該公共施設管理者の同意を得ることとしたものです。 2 必要に応じ確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式11)

公共施設管理予定者との協議書

○ 年 ○ 月 ○ 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県○○町○○番地
申請者 ○○株式会社
氏 名 代表取締役社長 ○○太郎

(○○地区)で行う森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

1 協議一覧表

協 議 事 項	概 要			公 共 施 設 管 理 予 定 者 (協 議 の 相 手 方)
	幅員寸法	延 長	面 積	
道 路 施 設	8m	1,253m	1,1984㎡	乙川村長 ○○○○
河川、水路施設	—	—	—	—
水 道 施 設	φ 100 ^m φ 80mm	1,850m 2,100m	道路下 埋 設	
農業用排水施設	3m	85m	425m	乙沢土地改良組合 組合長 ○○○○
た め 池				

記 載 例		
2 公共施設管理予定者との協議経過		
(乙川村大字丙原字山入字入沢) 公共施設の名称 道路施設(代替道路)		
協議事項	協議内容	協議結果
設計	1 路線々形の選定 2 構造の基準等	・路線位置は村の指示による。 ・設計は会社が行い、道路構造令及び村の指示に従うものとする。
維持管理	1 管理区分 2 管理責任	・当該道路に接続する農道等取付した部分の管理は既往の管理者において行うものとする。 ・村道の認定した範囲については、村が管理するものとする。
土地の帰属	1 道路敷地 2 敷地の範囲	・道路敷地については、完成後村に帰属するものとする。 ・両者協議の上決定する。
費用の負担	1 用地取得費 2 工事費	・農道取付部の用地は村の負担とする。その他用地は会社負担。
その他	協議協定	・造成計画の細部事項については、別途に村と会社の間で協定を締結すること。
協議年 月 日 ○年 ○月 ○日		
住 所 ○○市○○町○番地 開 発 行 為 申 請 者 氏 名 ○○株式会社 代表取締役社長 ○○太郎		
住 所 甲川郡乙川村 公共施設管理予定者 氏 名 乙川村長		

申 請 の 要 点

(参考様式11) 公共施設管理予定者との協議書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 協議事項		1 開発許可申請者が設置(建設)する公共施設について、完成後に国又は地方公共団体、及び団体等が管理者となる場合に、両者の合意内容を明らかにすることで、完了後も適正に管理されることを確認するためのものです。
2 協議概要		
3 公共施設管理予定者名		
4 協議経過		2 必要に応じ確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式10)

用排水施設管理者の同意書

○年 ○月 ○日

○○株式会社

取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所 甲山郡乙川村大字丙原
施設管理者 山中溜池管理組合
氏 名 組合長 ○ ○ ○ ○

貴殿が(○○地区で)森林法に基づき、○○○○を目的とする開発行為を行うことによる用排水については、下記の措置条件に従い用排水することに同意します。

記

施設名	所 在	措 置 条 件
山 中 溜 池	甲山郡乙川村大字丙原字山中沢	1 溜池に土砂の流入等当該施設の機能を損なうことのないよう十分な防災対策を講ずること。 2 開発に伴い、又は開発に関連して当該施設に損害が生じた場合は、速やかに補償措置を講ずること。 3 当該施設の維持管理に支障の生じないよう措置すること。 4 開発区域内における、汚水又は雑排水が流入しないよう又は汚水処理施設を完備したうえで排水する等の措置を講ずること。

申 請 の 要 点

(参考様式10) 用排水施設管理者の同意書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 施設名 2 施設の所在 3 措置条件		1 開発区域内の雨水、汚水、雑排水等の処理をする場合や取水する場合などは、区域内外の既設水路等に種々影響を及ぼすので、あらかじめ、当該管理者の同意を得ることとしたものです。 2 措置条件に、別途協定等の締結がある場合は、その内容を示してください 3 必要に応じて確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式7)

水 利 用 実 態 整 理 表

水 の 確 保				
水源等の種類	水源等の所在及び管理者	利 用 実 態	水 の 確 保 対 策	貯水池、導水路改良等がある場合の施設の概要
ため池	乙川村 大字丙原 丙原ため池組合	周辺農家がかんがい用の水源として使用している。	区域内に、新たに貯水池を設置する。 なお、丙原ため池管理組合の同意を得ている。	貯水容量1,000トンを確保する。 (図面NO.15～18)
井戸	福島太郎	利用実態なし	特になし	

(一次放流先における水利用者との協議状況)

丙原川から農業用水として取水している、12名全員の同意を得ている。

水 質 悪 化 の 防 止	
対策の必要性有無	有 る 場 合 の 対 策 等
	水 質 悪 化 防 止 措 置
有	放流する河川は、周辺農家のかんがい用の水源となっているので、沈砂池を設置し濁水の流入を防止する。(図面NO.21～24)

記 載 例

(参考様式12)

水 利 権 者 の 同 意 書

○年 ○月 ○日

〇〇株式会社

取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

水利権者 住所 乙川村大字丙原字丁沢12番地
藤田川水利組合長
氏名 乙 川 一 郎

水利権者 住所 乙川村大字丙原
山中溜池管理組合長
氏名 原 野 二 郎

水利権者 住所 乙川村大字丙原字丁沢12番地
丙原地区区長
氏名 甲 山 三 郎

貴殿が(〇〇地区で)森林法に基づき、〇〇〇〇を目的とする開発行為を行うことによる水利については、下記の措置条件により同意します。

記

施 設 名	所 在	措 置 条 件
藤 田 川 } 用水 山中溜池 }	乙川村大字丙原地区	開発区域から放流する場合の条件事項 1 雨水以外の排水については、環境基準に従った浄化措置を講ずること。 2 開発に伴う水害が発生しないように区域内で対策を講ずること。 3 下流農業用水の確保に支障が生じないように措置すること。 4 開発に伴う又は、関連した災害等が生じた場合は、速やかに補償措置を講ずること。 5 村を立会者として別途細部事項について協定すること。

申 請 の 要 点

(参考様式7) 水利用実態整理表

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 区域内に存する水源等 2 水の確保対策 3 水利権者との協議状況 4 水質悪化の防止対策 <添付書類> 水利用状況のわかる図面		1 開発区域内に存する水源(ため池、貯水池、河川等)の有無について記入してください。(無い場合「無」と記入) 2 水源が埋没してしまう場合等の、水の量的確保に関する対策を具体的に記入してください。 3 放流先の河川等における水利権者との協議状況を記入してください。 4 周辺における水利用実態からみて、土砂の流出による水質悪化を防止する必要がある場合には、その防止措置を記入してください。

参考様式12 水利権者の同意書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 施設名 2 所在 3 措置条件		1 水の確保は住民の生活及び産業活動に直結する問題であることから、あらかじめ、水利権者との間で十分協議調整が図られているかどうかを確認するためのものです。 2 開発区域内外の河川、水路、溜池、及び周辺の農耕状況等について十分調査検討し、開発に伴う紛争が生じないよう調整してください。 3 水利権の取得範囲は、1次放流点(他の流域と合流する地点)までとします。 4 水利権者が土地改良区又は水利組合以外の場合には、個人毎の同意を取得してください。 5 許可水利権の他、慣行水利権者についても同意を取得してください。 6 水利権の内容(発電、農業、漁業用等の利用目的)及びその区域範囲について確認できる資料を整理してください。 7 必要に応じて確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式13)

環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定する。

協定年月日 ○年 ○月 ○日

住 所 甲 戸 市 乙 崎 町 15 番
 開発行為者 甲 木 産 業 株 式 有 限 公 司
 (甲) 氏 名 取締役社長 甲 木 五 郎

住 所 乙 岡 市 丁 戸 町 19 番 地
 市町村長 乙 岡 市 長 乙 崎 太 郎
 (乙) 氏 名

開 発 行 為 の 場 所	乙岡市丙沢字甲水43番地
開 発 行 為 の 目 的、名 称	食品工場造成
協 定 事 項	協 定 内 容
1 施設の新增設等	甲は公害発生のおそれがある生産施設及び公害防止施設を増設又は変更使用とするときは、あらかじめ乙にこれらの施設の種類、構造、使用の方法等並びに公害防止計画を提出し、甲乙協議の上環境保全に万全を期するものとする。
2 具体的対策	この事業活動に伴う環境保全対策は次のとおりとする。 1 大気汚染防止対策
3 産業廃棄物の処理対策	2 水質汚濁防止対策 3 騒音防止対策
4 公害防止施設の管理	4 災害防止対策（開発行為終了後に、人的・自然的により発生した事業区域外へ土砂流出等による被害への対応策）
5 事故時の措置	
6 損害賠償	
7 報告及び立入調査	
8 承継	
9 その他	

申 請 の 要 点

(参考様式13) 環境の保全に関する協定書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 開発行為の場所 2 開発行為の目的・名称 3 協議事項 4 協定内容		1 地域住民の生活及び産業活動に配慮されていることを確認するためのものです。 2 開発対象地の市町村の土地利用計画、指導方針を確認して、必要に応じ開発行為終了後の安全面や防災面も含め、協定が必要な場合に締結してください。

記 載 例

(参考様式8)

開 発 行 為 同 意 書

○年 ○月 ○日

○○株式会社

取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

貴殿が(○○地区)で森林法に基づき、○○○○を目的とする開発行為を行うことについて異議なく、その施行について同意します。

土地の権利関係者

所在及び番地	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	共有関係
乙川村大字丙原 字丙滝25-1	山林	2,059m ²	所有権	○,○,○	甲沢市乙水字丙南 15-1 ○○花子	印	個人

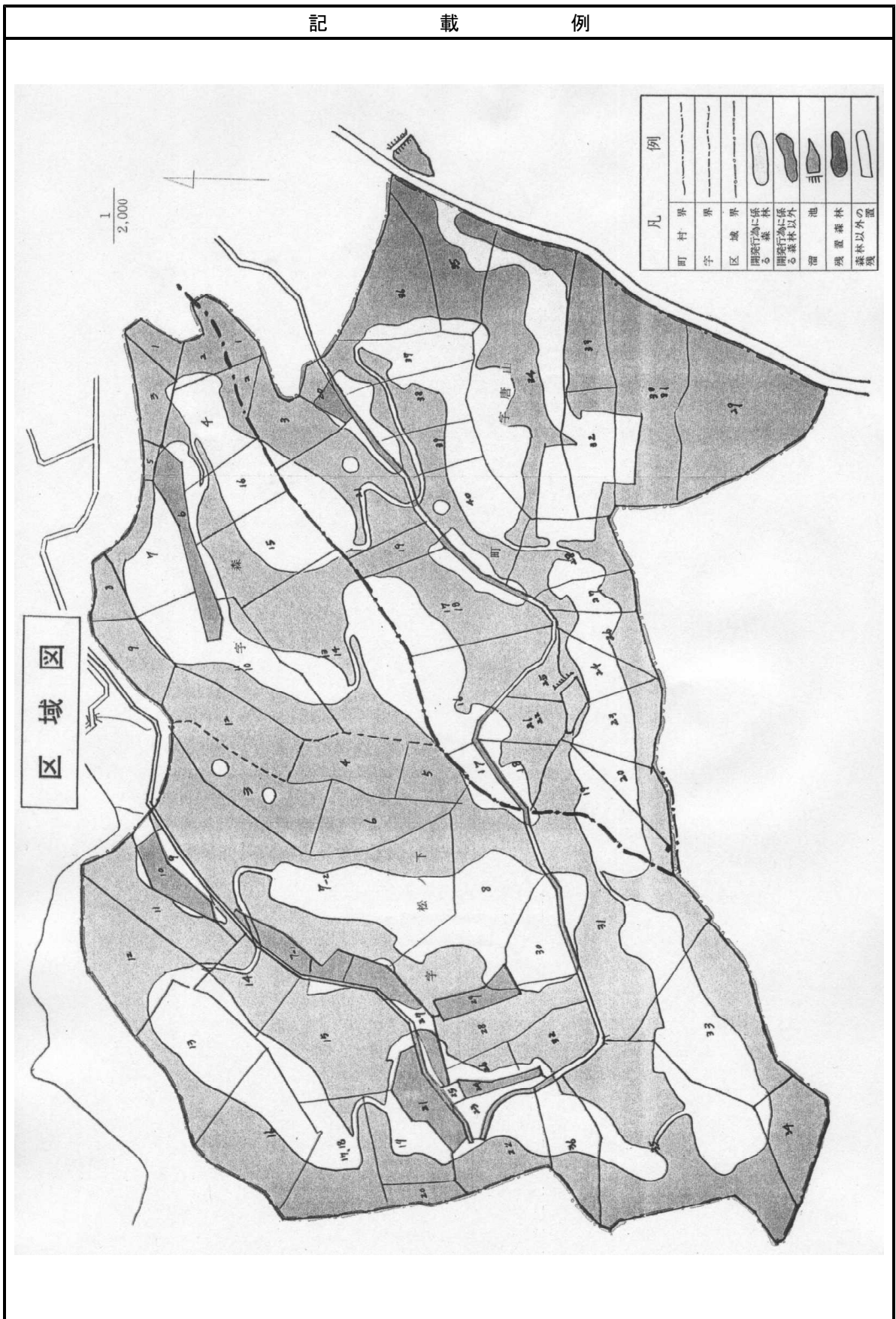
※ 開発行為に係る森林の場合は、印鑑登録証明書を添付してください。

(注)「権利の種別」欄には所有権、地上権、抵当権、賃貸借権等権利の種別を記入すること。

申 請 の 要 点

参考様式8 開発行為同意書

明示する事項	図面の縮尺	作成上の留意事項
1 同意者名 2 同意する土地の 所在場所 3 地目 4 地積 5 土地に関する権利 6 同意年月日 〈添付書類〉 1 開発事業区域内 土地明細表及び附 属表 (参考様式2-1) (参考様式2-1-1) (参考様式2-1-2) 2 土地登記事項証 明書 (申請日からおおむ ね3カ月以内のもの) 3 印鑑登録証明書 (開発行為に係る森 林のみ) 4 公図写し 5 その他		1 申請者が私法上の開発行為者となりうるか(事業の確実性)を確認するためのものです。 2 当該開発事業区域内における開発行為の妨げとなる権利を有する者全員の同意書を提出してください。 なお、土地登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内のもの)、印鑑登録証明書(同意年月日から3ヶ月以内のもの)及び、登記所備え付けの公図写し(開発対象区域を朱線で囲み表示したもの)を添付してください。 また、未登記ではあるが売買契約等により既に所有権等を有している場合には、売買契約書写等それを証明する書類を添付してください。 3 「施行の妨げとなる権利者」とは、開発事業区域の土地に関して、所有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、先取特権、質権、抵当権、賃借権を有する者のうち対抗要件を具備している者及び土地が保全処分の対象となっている場合にはその保全処分をした者をいいます。仮登記についても、権利者から同意を得る若しくは登記の抹消手続を行ってください。 4 財産区の同意については、地方自治法第296条の5第2項の規定により予め知事に協議しその同意を得なければなりません。 また、市町村条例に基づく手続き(財産区管理会の同意書等)も併せて行ってください。 5 財産区以外の共有地等の同意については、共有者全員の同意が必要となります。(原則として共有地管理組合等の同意では無効) 6 相続 (1) 土地登記事項証明書に記載されている権利者が既に死亡している場合には相続登記を完了させるか、相続人全員の同意が必要となります。なお、この場合家系図及び戸籍謄本等相続関係が明らかとなる書類を添付してください。 (2) 生前贈与等を受けた特別受益者にも相続分が存在する場合もあるので注意願います。 (3) 相続人が未成年の場合には本人直筆の同意書と法定代理人(親権者等)の同意書が必要となります。 7 不在者については財産管理者からの同意が必要となります。 なお、管理者が同意をするにあたっては、家庭裁判所の許可が必要な場合があります。(参考:民法第25条～第32条) 8 <u>申請後、許可までに同意書の内容(土地所有者の異動、新たな権利の発生等)に異動があった場合には、新たに提出してください。</u>



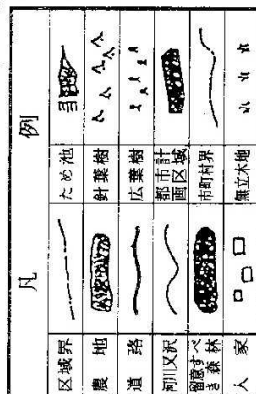
申 請 の 要 点

位置図（記載例省略）

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 開発対象区域の位置 3 道路のみの開発については線形を表示。	1／50,000 以上	1 等高線の入った地形図を用いてください。 2 〔開発対象区域〕は農地、宅地等を含む全体の対象区域です。 3 線形を記入する場合、開発する起点及び終点の位置を明確に示してください。 4 開発対象周辺区域の道路網、河川、溜池、学校等公共物及び人家、農耕地等を表示してください。

区域図

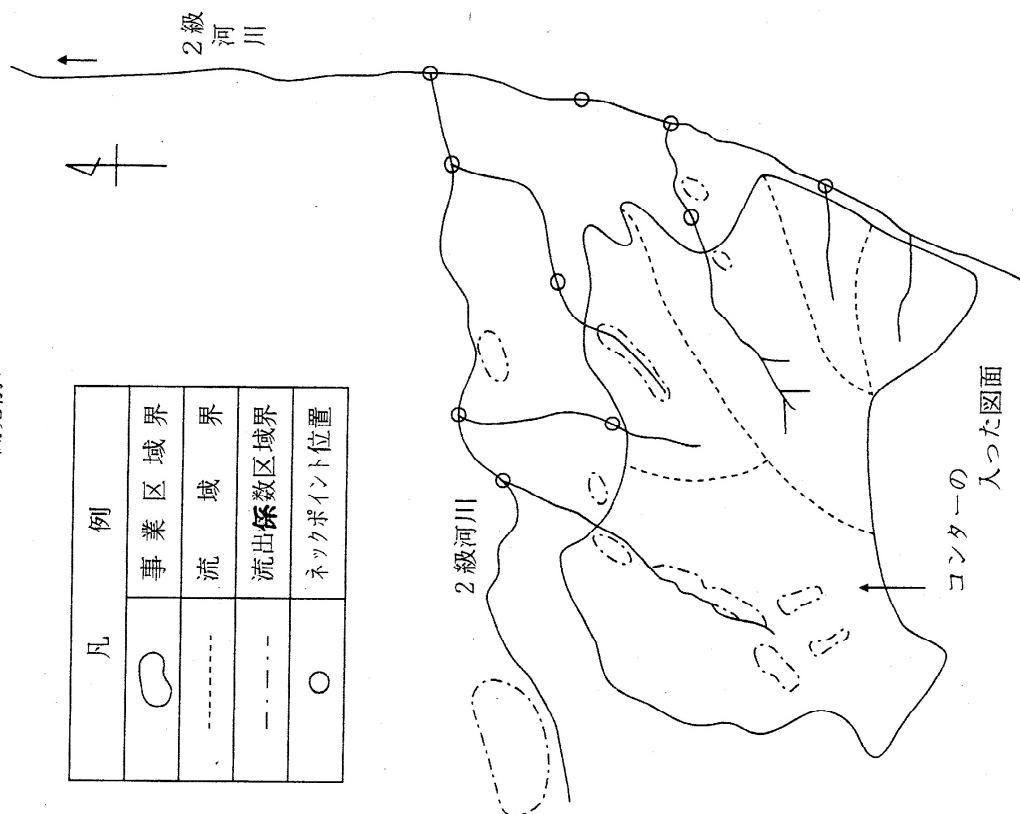
明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 開発対象区域の位置 3 開発しようとする森林の区域の位置 4 開発行為に係る森林の区域の位置 5 県、市(郡)町村、大字、字の境界 6 地番界及び地番	1／5,000 以上	1 森林区域のうち「開発する区域」と「残置する区域」を明示してください。森林以外の区域についても同様に「開発する区域」と「残置する区域」を明示してください。 2 都市計画区域を含む場合その区域界を示してください。 3 「開発しようとする森林」とは「残置する森林」及び「開発行為に係る森林」(実際に土地の形質を変更する森林区域)の区域をいいます。 「残置する森林の区域」は、薄グリーン色でふち取りし、内側をぼかしてください。 さらに、残置森林率を算出する必要がある事業の場合は、残置森林を16年生以上の森林(薄緑)と15年生以下(濃緑)に分けて表示してください。 4 「開発行為に係る森林の区域」は薄黄色でふち取りし、内側をぼかしてください。 5 行政区域界は、当該開発対象区域表示に必要な範囲とします。 6 地番界及び地番は「開発しようとする森林の区域」のみにについて記載してください。 7 地番はアラビア文字で記入してください。 8 官有地(道水路、溜池等)の位置及び当該土地に係る開発行為の区域を明示してください。



流域現況図

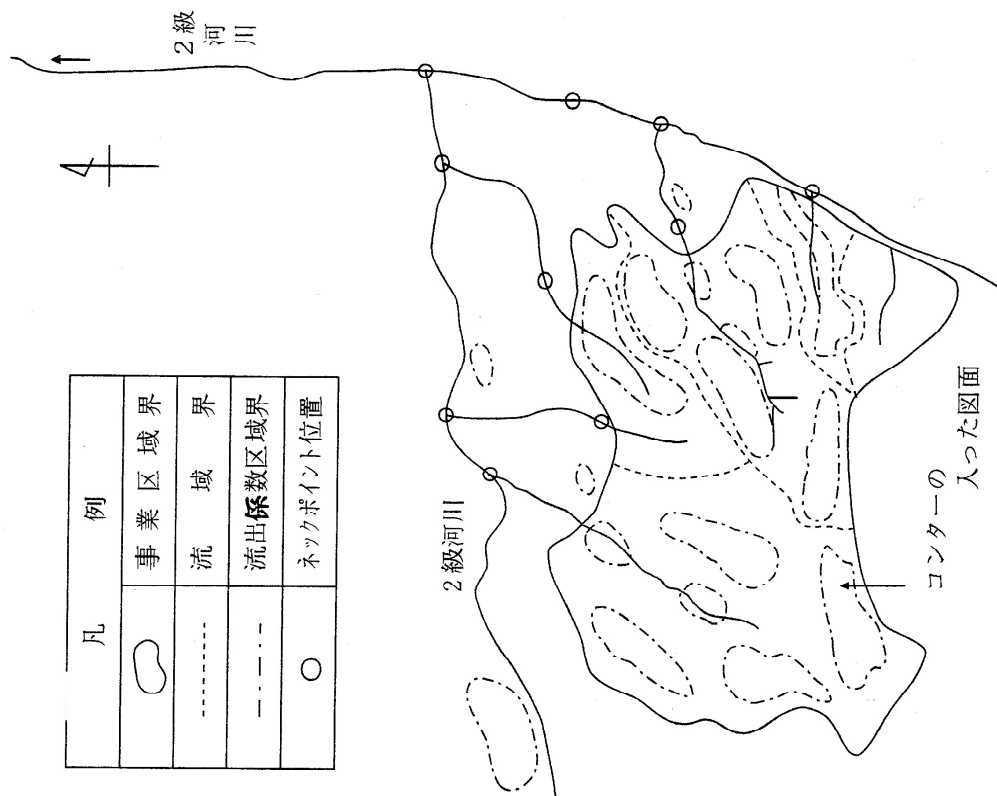
<開発前>

凡	例
	事業区域界
	流域界
	流出係数区域界
	ネックポイント位置



<開発後>

凡	例
	事業区域界
	流域界
	流出係数区域界
	ネックポイント位置



記 載 例

申 請 の 要 点

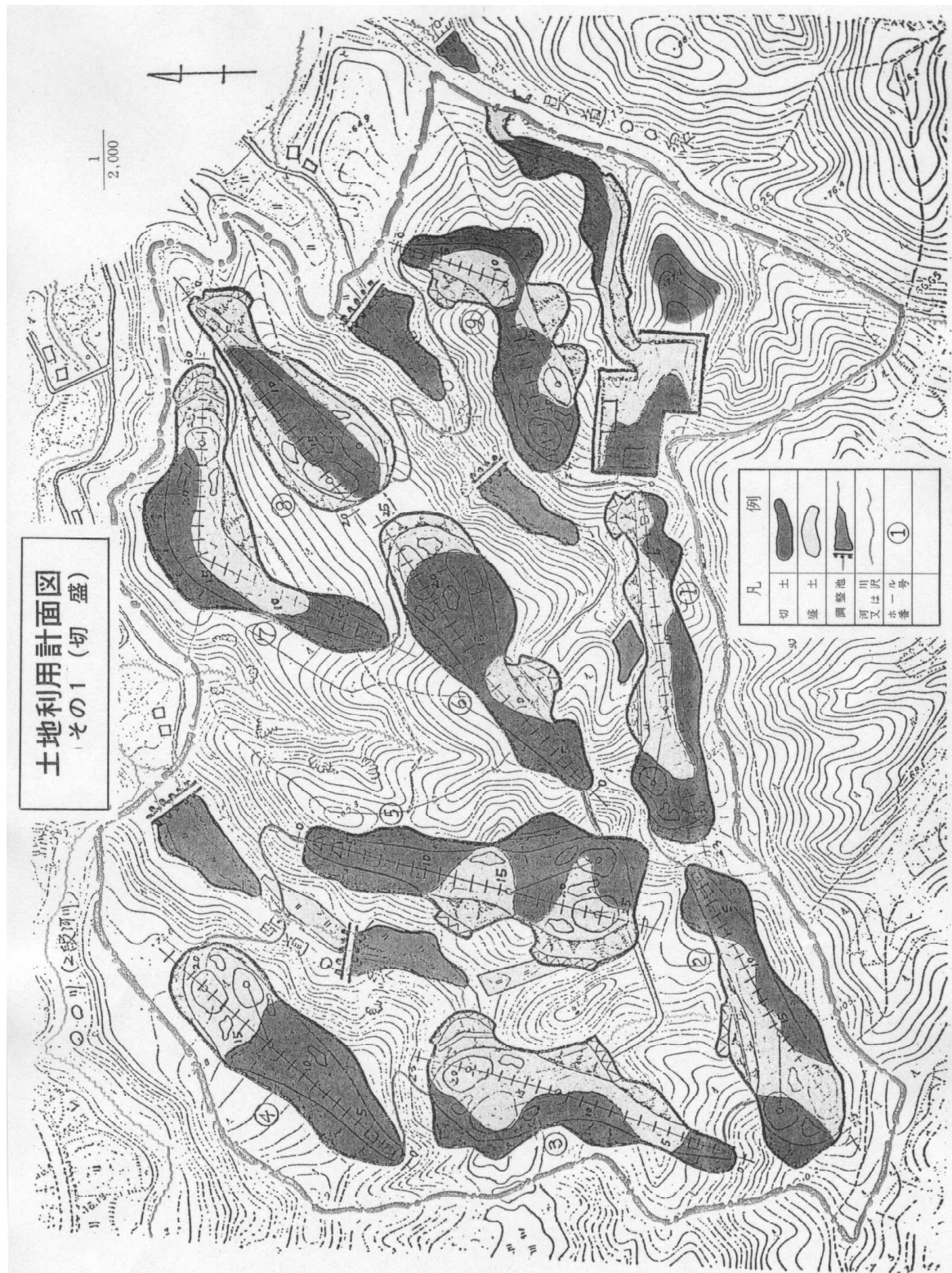
現況図

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 開発対象区域界 3 区域内の ①地形 ②林況 ③河川、沢、湖沼(溜池) 湿地、崩壊地等自然地物 ④道路、橋、えん堤 ⑤山林、農地、宅地等の地 類区分 4 区域周辺部の人家又は公 共施設等	1/5,000 以上	1 地形の標高差が明確に判断できる等高線を入れて示して下さい。 2 林況は針葉樹と広葉樹に分けて示して下さい。 3 河川、湖沼(溜池)、道路公共建物等についてわかる範囲で、名称又は俗称等を記載して下さい。 4 「周辺」の区域とは、開発により直接影響(防災、水資源確保、環境保全等)を及ぼす区域です。 5 地類区分はできるだけ薄い色を用い色別して下さい。 6 その他法令等の規制に係る区域又は開発上、手続きを必要とする区域についてその位置、範囲を表示して下さい。

流域現況図

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 流域の地形、流域界 3 区域内の土地利用区分別面積と適用流出係数 4 河川の位置 5 開発区域の位置と開発計画面積。 6 ネックポイント（開発により一番影響を受ける地点） <添付書類> 1 水害防止施設の必要性検討表(参考様式6)。算出根拠資料も添付してください。 2 河川等の管理者との協議を必要とする場合(例：都市計画区域を含まない場合で流量増対策を必要とする場合)はその協議経過書 3 ネックポイント各断面 4 「水害の防止関係計算結果」	1/50,000 以上	1 地形、土地利用区分が明確に判断できる等高線の入った地図を使用して作成してください。 2 流域現況図は、開発前と開発後に分けて作成してください。 3 流量増対策施設を設置する必要がある場合で、河川管理者と協議する必要がある場合は、ネックポイントの選定について、河川等の管理者の確認を受けてください。 4 必要に応じて、ネックポイントの断面を示していただくことがあります。

記 載 例												
(参考様式6)												
水 害 防 止 施 設 の 必 要 性												
区分	開 発 に よ る 流 量 の 増 加 量											
地点 No.	流域 面積	流 出 係 数 別 面 積					平 均	到 達 時 間			施 設 の 対 応	
			0.70	0.	0.	0.90	流出係数	流入	流出	計	雨量強度 N	
1	19.50	開発前	19.50				0.7000	10		10	136.51	
		開発後	11.33			8.17	0.7838	10		10		
2	63.14	開発前	63.14				0.7000	10	3	13	124.87	
		開発後	59.47			8.17	0.7758	10	3	13		
3	130.33	開発前	133.33				0.7000	10	11	21	103.71	
		開発後	122.16			8.17	0.7125	10	11	21		
4	334.20	開発前	334.20				0.7000	10	16	26	94.60	
		開発後	326.03			8.17	0.7049	10	16	26		
		開発前										
		開発後										
検 討 表												
			開発箇所名		深山字麓山		沢、河川等名		深山川支流			
			施設ネックポイントの流下能力				水害防止施設 流下断面改修 の必要性検討 $D \geq A$ 不要 $D < A$ 要	施 設 管理者名	備 考 (1%の流量増 解消地点)			
	1/Nのピー ク 流 量	開 発 に よ る 流量の増加量 % (1%>)	施設の粗 度 係 数 径 深	勾配	流 速 B 断面積 C	対応する施設 の流下可能量 $B \times C = D$						
	5.176 ----- A 5.796	11.98	0.013 ----- 0.183	1 ----- 33.71	4.263 ----- 0.242	1.034	要	〇〇町				
	15.331 ----- A 16.990		10.82	0.013 ----- 0.436	1 ----- 30.00					8.078 ----- 1.538	12.420	
	26.282 ----- A 26.751	1.78	0.013 ----- 0.574	1 ----- 46.67	7.777 ----- 2.552	19.847	要	〇〇町				
	61.474 ----- A 61.905		0.70	0.020 ----- 0.539	1 ----- 26.84					6.392 ----- 2.121	13.557	
	----- A		-----		-----							
注) 1 調査は、1%の流量増が解消される地点まで実施してください。 2 上記表の算出根拠資料を添付してください。												
※ 記載に当たっては、P47「第3 水害の防止に関する設計上の留意事項」をご覧ください。												





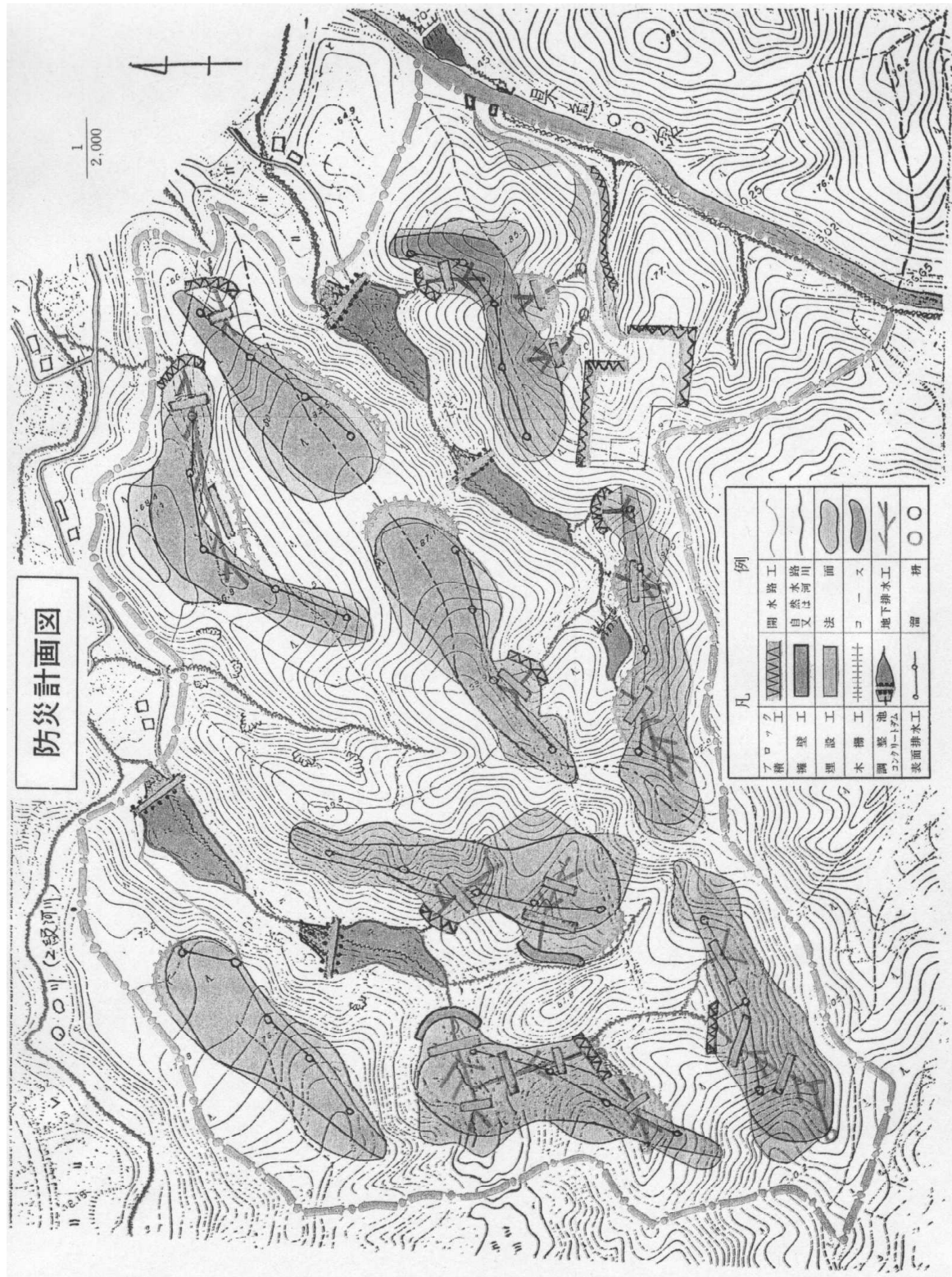
申 請 の 要 点

利用計画図

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 開発対象区域界 2 切土、盛土、捨土、法面等の施工位置 3 排水、擁壁、道路、建物等の造成施設物の位置 4 残置又は造成する森林及び緑地の位置 5 <u>進入路の取付道路名</u> 、その他土地利用の計画位置	1/5,000 以上	1 切盛図と完成図に分けて作成してください。 2 等高線を入れた図面を使用してください。 3 切土、土取(薄茶)、盛土、捨土(薄青)をふち取りし、内側をぼかして着色してください。 4 残置又は造成する森林及び緑地はそれぞれ色別して縁取りし、内側をぼかしてください。 5 利用計画図の施工位置は、断面図防災設計図等と照合できるよう、番号を付する等してください。

法面の断面図 (記載例省略)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
(横断面図及び縦断面図) 1 切土、盛土、捨土等により生じる法面の形状寸法(法面の高さ、勾配、土質等) 2 施工前の地盤及び土質 3 法面保護の方法 4 切土、盛土、捨土の工法及び土量計算		1 切盛計算は原則として横断面法とし測点間隔は20m毎にとってください。また、2のような場合は20m以内でもとってください。 2 断面図は高低の著しい箇所及び量の多い箇所等について作成してください。 3 土工定規図は切盛工事の基本的な工法を示すものであるから形状、規格寸法、法面保護の方法を明確に図示してください。 4 切盛等の工法及び土量の計算については別紙として作成しても差しつかえありません。 5 断面位置については利用計画図と照合できるように、番号を付す等して作成してください。 6 運土計画がわかる図面を作成してください。大土工事(法高15m以上となる箇所及び周辺地形上等から特に災害要因を含む土地の切土、盛土施工地等)については法面安定計算書を作成してください。



申請の要点

防災施設等の設計図（防災施設等の構造図については記載例省略）

明示する事項	図面の縮尺	作成上の留意事項
1 防災計画平面図 2 防災等施設の構造図(平面、断面、正面図等) 3 規格寸法、勾配各部の名称 4 構造物設置箇所に係る前後の地盤面及び土質 5 湛水及び堆砂に係る区域の範囲 6 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図	構造図原則 1/100 ～1/500	1 防災計画平面図(水路系統図を含む) 現況図、利用計画図と照合し、河川、沢、沼などの自然地物や、保全対象に対する配慮並びに切土盛土施工計画に対応する防災上の平面的位置付けを適切に計画してください。 (1) 排水、導水路、調節池等の計画については、集水区域、水路系統を示し、流末は安全な位置(水路、河川等)まで導水処理がなされる様に計画してください。 (2) 地下水の排水については、沢の盛土箇所、湧水のある箇所、湿地等に暗渠を敷設計画してください。 (3) 溜樹については、集水の必要な位置に適切に設置する計画としてください。 (4) 擁壁工等については、土砂崩壊、流出防止上適切な位置に設置計画してください。また、必要に応じ擁壁一覧表を提出してください。 (5) 工事中の土砂流出対策として特に沢、盛土部のコンクリート埋設工、砂防ダムその他仮設工作物(木柵、編柵、蛇籠等)の設置計画を示してください。 2 構造図(断面図、正面図等) (1) どの地点の構造物であるか、防災計画平面図と照合できるよう番号等で整理してください。 (2) 擁壁等構造物については、特に、基礎構造、地山への根入れ深さ、土質等がわかる様に表示してください。 なお、鉄筋コンクリート構造については配筋図を作成してください。 (3) 水路構造物については、その目的に適応した規格、構造であるものを計画してください。 (4) 水路勾配が急すぎて、水路表面の磨耗や先掘が生じないように水路勾配を調節してください。 (5) 暗渠排水については、維持管理に必要なマンホール等の設置を計画してください。 (6) 盛土と残流域の地山には溜水が生じないように集水樹等により適切に排水されるよう計画してください。 (7) 暗渠等の有孔管については、フィルターを巻いた構造で設計してください。 (8) 規格製品を使用する場合は、その名称、標準図等を提示してください。 (9) 貯水、貯砂にかかる施設に関しては、その容量を算出した根拠を提示してください。 (10) 調節池等の余水吐は、原則として開渠として地山に設置してください。

申 請 の 要 点

設計根拠資料 （記載例省略）

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 構造決定に係る計算基礎 2 安定計算基礎資料 3 流量の計算基礎 4 その他、設計上の根拠となる資料(仮設の施設を設置する場合はその内容も記載してください。) 		1 壁体構造物については、必要に応じて破壊、滑動、転倒、沈下等に対する安定計算を行ってください。 2 原則として直高15m以上になる切土、盛土法面については、すべり面に対する安定計算内容を添付して提出してください。 (特に計画区域外に面する部分。) 3 排水施設については、集水区域の区分、設計降雨強度、流出量、流量断面等の設計内容等を示してください。 4 調節池等については、ダム体の安定性及び貯水、貯砂容量、オリフィス、余水吐能力並びに下流河川水路等の流下能力について計算してください。 5 調節池等の設置箇所に既設の農業用利水ため池等があった場合、その対象内容を確認してその容量を盛り込んでください。 6 土砂の流出量については、施工中、施工後に分けた量についてその根拠を示してください。 7 JISの規格品、又は学会等の標準タイプによる設計については、必要に応じ設計基礎資料の提出を求めるともあります。 8 擁壁、防災ダムについては必要に応じ一覧表にとりまとめ、土地利用計画図等と照合できるように、番号等で整理してください。 9 重要工作物の設置箇所については、基礎地盤調査を行い、その安全性を示してください。

建築物等の概要図 （記載例省略）

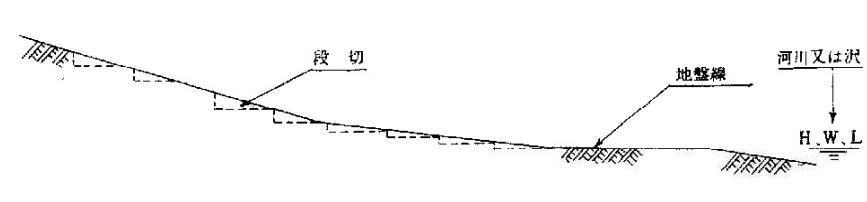
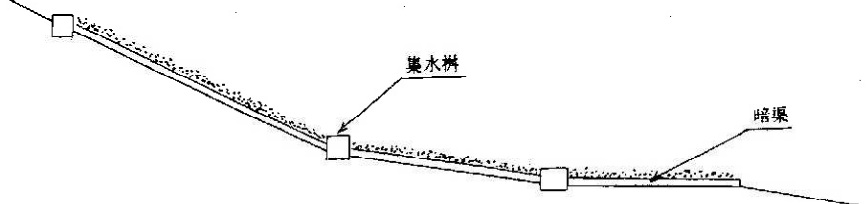
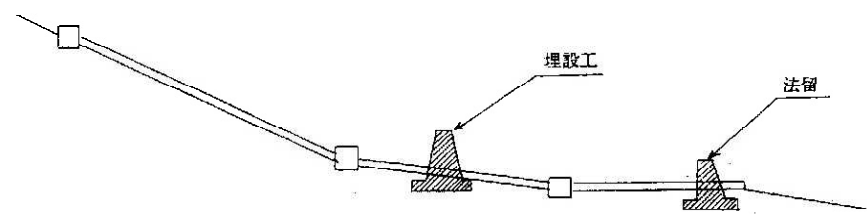
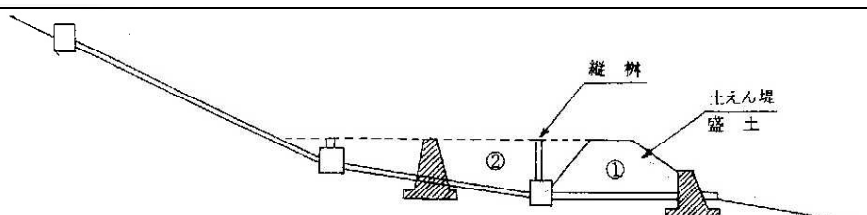
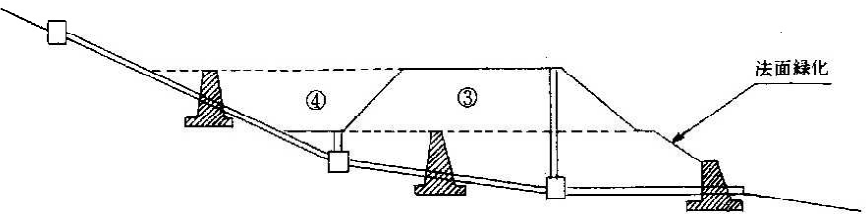
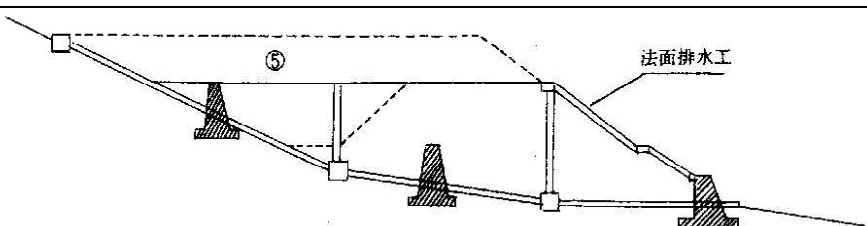
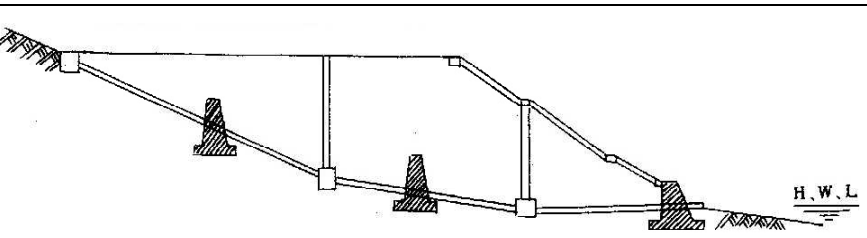
明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 外観上の形状、規格寸法等概要 		1 周囲環境及び景観上の問題点をチェックする判断資料として用います。 2 住宅用地等の場合は、その代表的なものについて作成してください。 3 建築位置については、土地利用計画図で照合できるようにしてください。 4 景観条例等で規制がある場合は、それを遵守した計画にしてください。

〇〇〇〇カントリークラブ建設工事工程表

主要工種	工 事 別	着 工 後 1 年 6 月 月																		備 考
		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	13か月	14か月	15か月	16か月	17か月	18か月	
(準 備 工)	伐 開 工																			
	資材運搬道路等仮設工																			
	重要工作物か所の細部																			
(防 災 工)																				
調整池タム工	I ~ VI号 (4か所)																			
排 水 工	地下排水施設																			
	表面排水施設																			
土 留 工	法留、埋設コンクリート構(〇〇か所)																			
(造 成 工)																				
道 路 工	進 入 道 路																			
コ ー ス 造 成	No 1 ~ No 9 ホール																			
緑 化 工	コ ー ス 張 芝 等																			
汚 水 等 処 理 工	浄化槽、配管一式																			
クラブハウス建設	クラブハウス キャデイハウス																			
附 帯 施 設	駐 車 場																			
給 水 施 設	飲 水 散 水 設																			
(環 境 整 備)	花 木、樹 等 植 栽																			
	踏 片 付 工																			

申 請 の 要 点

盛土施工工程図例

順 序	施 行	施 工 図
I	伐 開 掃 除 段 切	
II	排 水 施 設 管暗渠(有孔管)伏設 フィルター材巻立 集 水 枡 の 設 置 流 末 の 処 理 施 設	
III	土 留 擁 壁 工 法 留 コンクリート 擁 壁 設 置 埋 設 コンクリート 擁 壁 設 置	
IV	盛 土 工 の 開 始 集 水 縦 枡 の 設 置 土 え ん 堤 の 設 置 ① 第 1、2 回 の 盛 土	
V	埋 設 コンクリート 擁 壁 増 設 集 水 縦 枡 の 設 置 第 3、4 回 の 盛 土 土 羽 及 び 法 面 緑 化	
VI	集 水 縦 枡 の 設 置 第 5 回 最 終 盛 土 法 面 排 水 工 の 設 置 及 び 緑 化	
VII	完 成	

申 請 の 要 点

開発行為の工事工程

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 主要工種毎の具体的な実 施工程(仮設の施設を設置 する場合はその内容も記載 してください。) ※仮設道、仮設水路、一時的 な土砂置き場等の仮設の施 設を設置する場合は、仮設ス テップ図を作成してください。 仮設ステップ図により、仮設施 設の設置から撤去までの流れ 及び各段階における配置状 況が確認できるようにしてくだ さい。 ただし、他の図書で同等の 内容を確認できる場合はこの 限りでない。		1 施工期間が1年以上の長期にわたる場合には年 毎に具体的に作成して下さい。 2 年毎の実施場所が明らかに区別されような場合 は、利用計画で位置がわかるようにして下さい。 3 <u>計画は、防災工を先行実施し、安全措置が講じ られた後に切土盛土等造成工事の実施が図られ るよう</u>にして下さい。 4 運土計画と工程の整合がとれる様に計画して下 さい。 5 特に沢の盛土等については、その実施工程を詳 細に明らかにして、施工中の防災が万全に図られ るように表示して下さい。

8 申請書様式

- 要綱様式第1号 林地開発許可申請書
- 様式2 計画説明書
- 参考様式2-1 開発事業区域内土地明細表
- 参考様式2-1-1 付属表Ⅰ(森林)
- 参考様式2-1-2 付属表Ⅱ(森林以外)
- 参考様式3 残置森林等保全管理計画概要書
- 参考様式3-1 残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書
- 参考様式4 一時利用計画概要書
- 参考様式5 資金計画書
- 参考様式5添付資料 誓約書(記載例)
- 参考様式6 水害防止施設の必要性検討表
- 参考様式7 水利用実態整理表
- 参考様式8 開発行為同意書
- 参考様式9 公共施設管理者の同意書
- 参考様式10 用排水施設管理者の同意書
- 参考様式11 公共施設管理予定者との協議書
- 参考様式12 水利権者の同意書
- 参考様式13 環境保全に関する協定書

(要綱様式第 1 号)

林地開発許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

申請者氏名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名
電話番号 ()

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

(注意事項)

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(様式2)

計 画 説 明 書

住 所 設 計 者 氏 名		住 所 申 請 者 氏 名					
開発対象区域の場所							
計画 の方 針	目的及び施設の名称						
	基 本 方 針						
開 発 対 象 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官有地	その他	計
	面 積 (ha)						
	比 率 (%)						100%
	地 況 ・ 林 況						
土 地 の 利 用 計 画	地類別区分 用途区分	山 林				その他 (農地・宅地等) (D)	合 計 (C) + (D)
		開発行為 の面積 (A)	残 置 す る		計 A+B=C		
			面積 (B)	比率 (%)			
開 発 事 業 の 計 画	主要施設及び工種						
防災施設等の維持管理方法、開発完了後の維持管理方法							
その他参考事項							

(参考様式 2 - 1)

開発事業区域内土地明細表

番号	所在場所				地目		筆毎の面積		土地所有者		左記以外の権利者			備考
	市町村	大字	字	地番	登記	現況	登記	実測	住所	氏名	権利の種類	住所	氏名	

- (注) 1 開発面積の詳細を別紙「付属表」にまとめること。
2 字毎に字計、表毎に小計を出し、最後に合計数字を記入すること。

(参考様式 2-1-1)

付 属 表 I (森 林)

[illegible]

(注) 1 「開発事業区域内土地明細表」のうち現況森林部分についてのみまとめること。

2 15年生以下、15年生を超える森林区分は、開発目的が「別荘地、スキー場、ゴルフ場、宿泊施設・レジャー施設・太陽光発電設備の設置」の場合のみ行うものとし、他は15年生以下の欄に記入すること。

3 各面積は、1枚毎に小計を出し最後に合計を記入すること。

4 備考欄には、林業投資状況等を記入すること。

(参考様式2-1-2)

付屬表 II (森林以外)

[illegible]

(注)1 「開発事業区域内土地明細表」のうち森林以外部分についてのみまとめること。

2 各面積については、1枚毎に小計を出し最後に合計を記入すること。

(参考様式3)

残置森林等保全管理計画概要書

1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積					
区 分	森	林	緑	地	面 積 計
	市町村・大字・字・番地	面 積	市町村・大字・字・番地	面 積	
残置する		(ha)		(ha)	(ha)
造成する		(ha)		(ha)	(ha)
面 積 計	_____	(ha)	_____	(ha)	(ha)
2 権利の取得状況					
3 造 成 計 画					
4 保全管理計画					

- (注) 1 「権利の取得状況」欄は、残置又は造成する森林（緑地）に関する具体的権利名を記載してください。なお、既に権利を取得している場合にはそれを証する書類を添付してください。
- 2 「造成計画」欄には植栽樹種、本数、張芝等具体的な施行計画の概要について記載してください。
- 3 「保全管理計画」欄には、森林及び緑地の維持管理を図るための措置を記載してください。また、施工後2年間は緑化状況を確認することとし、その具体的方法について記載してください。なお、既に「地方公共団体等」と協定をしている場合にはその写しを添付してください。

(参考様式 3 - 1)

残置又は造成する森林（緑地）の 維持管理に関する協定書 （ 地区）で行う森林法に基づく開発行為により、残置又は、造成する森林（緑地）の維持管理について、下記のとおり協定いたします。 協定年月日 年 月 日 住 所 開発行為者 (甲) 氏 名 住 所 市 町 村 長 (乙) 氏 名 記	
区域の場所及び事業名称	
共 通 的 事 項	
森 林	
緑 地	

(注) 残置又は造成する森林（緑地）の永続的な維持管理のために必要となる次に掲げる事項を協定してください。

- 1 管理責任
- 2 当該森林（緑地）についての権利及びその譲渡、承継等にあたって維持管理に支障を生じさせないための措置
- 3 森林（緑地）機能の維持増進を図るための措置
- 4 立木の伐採及び植栽、保育等の施業の取扱い
- 5 その他必要な事項

(参考様式4)

一時利用計画概要書

1 利用場所	2 利用目的
3 利用面積（開発行為に係る）	
4 利用期間	
5 利用計画の概要	
6 利用後の原状回復方法	

- (注) 1 「利用面積」欄には、「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。
- 2 「利用期間」欄には、「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。
- 3 「利用計画の概要」欄は、「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて、土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。
- 4 「利用後の原状回復方法」欄は、施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等具体的な方法の概要を記載してください。
- 5 必要に応じ一時利用計画及び原状回復計画の図面（平面、断面、構造図等）を添付してください。

(参考様式5)

資 金 計 画 書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

概 要	設 立 年 月 日		資 本 金	千 円
	法 令 に よ る 登 録 等			
	従 業 員 数	人 (うち土木建築関係技術者 人)		
	前 年 度 事 業 量	千 円		千 円
	主たる取引金融機関			
今 回 申 請 事 業 経 費	事 業 計 算 書 の 部	収 入 の 部	1 自 己 資 金 千 円 2 融 資 金 額	3 そ の 他
		支 出 の 部	1 用 地 費 千 円 2 土 木 費 3 防 災 費 4 附 帯 費	5 そ の 他

令和 年 月 日

福島県知事 様

誓 約 書

私は（当法人は）、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による開発行為の許可申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 申請者は、同法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しません。
- 2 本誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

※ 県が、申請者の資力及び信用を確認するため必要があると認める場合には、申請者の代表社員、業務執行社員、親会社、出資者、その他当該開発行為の実施に実質的に関与する者との関係並びにこれらの者に係る森林法第10条の3第1項の規定による命令及びその履行状況について、説明又は関係資料の提出を求めることがあります。

住所（所在地）	
氏名（名称）	
代表者職・氏名	

※法人の場合は、所在地、法人名並びに代表者の職及び氏名を記載してください。個人の場合は、住所及び氏名を記載してください。

(参考様式6)

水害防止施設の必要性検討表

														開発箇所名				沢、河川等名			
区分	開発による流量の増加量													施設ネックポイントの流化能力				水害防止施設 流下断面改善の 必要性検討	施 設	備 考	
地 点 No.	流 域 面 積	流出係数別面積					平 均 流 出 係 数	到達時間			施 設 の 対 応 雨 量 強 度 N	1／Nの ピ ー ク 流 量	開発による流 量の増加量% (1%＞)	施設の 相対係数 径 深 配	勾 配	流 速 B 断面積 C	対応する施設の 流下可能量 B × C = D	D≧A 不要 D<A 要	管 理 者 名	(1%の 流量増解消点)	
		0.	0.	0.	0.			流入	流出	計											
		開発前																			
		開発後										A									
		開発前																			
		開発後										A									
		開発前																			
		開発後										A									
		開発前																			
		開発後										A									
		開発前																			
		開発後										A									
		開発前																			
		開発後										A									
		開発前																			
		開発後										A									

注) 1 調査は、1%の流量増が解消される地点まで実施してください。

2 上記表の算出根拠資料を添付してください。

(参考様式 7)

水 利 用 実 態 整 理 表

水 の 確 保				
水源等の種類	水源等の所在 及び管理者	利用実態	水の確保対策	貯水池、導水路改良等が ある場合の施設の概要
(一次放流先における水利用者との協議状況)				

水 質 悪 化 の 防 止	
対策 の必 要性 有無	有 る 場 合 の 対 策 等
	水 質 悪 化 防 止 措 置

(参考様式8)

開 発 行 為 同 意 書

年 月 日

様

貴殿が(地区)で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことについて異議なく、その施行について同意します。							
土地の権利関係者							
所在及び番地	地 目	地 積	権 利 の 種 別	同 意 年 月 日	同意者の住所氏名	印	共有関係

※ 開発行為に係る森林の場合は、印鑑登録証明書を添付してください。

(注)「権利の種別欄」には所有権、地上権、抵当権、賃貸借権の種別を記入すること。

(参考様式 9)

公共施設管理者の同意書

年 月 日

様

住 所

公共施設管理者

氏 名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に
存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公 共 施 設 名	所 在	措 置 条 件

(参考様式 10)

用排水施設管理者の同意書

年 月 日

様

住 所

施設管理者

氏 名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる用排水については、下記措置条件に従い用排水することに同意します。

記

施 設 名	所 在	措 置 条 件

(参考様式 11)

公共施設管理予定者との協議書

年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
申請者
氏 名

(地区) で行う森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

1 協議一覧表

協 議 事 項	概 要			公 共 施 設 管 理 予 定 者 (協 議 の 相 手 方)
	幅員寸法	延 長	面 積	
道 路 施 設				
河川、水路施設				
水 道 施 設				
農業用排水施設				
た め 池				

2 公共施設管理予定者との協議経過

公共施設の名称		
協議事項	協議内容	協議結果
設計		
維持管理		
土地の帰属		
費用の負担		
その他		
協議年 月 日 年 月 日		
開発行為申請者 住所 氏名		
公共施設管理予定者 住所 氏名		

(参考様式12)

水利権者の同意書

年 月 日

様

水利権者 住所
氏名

水利権者 住所
氏名

水利権者 住所
氏名

貴殿が（ 地区で）森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる水利については、下記の措置条件により同意します。

記

施設名	所在地	措置条件

(参考様式 13)

環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定する。

協定年月日 年 月 日

住 所
開発行為者
(甲) 氏 名

住 所
市町村長
(乙) 氏 名

開 発 区 域 の 場 所	
開発行為の目的、名称	
協 定 事 項	協 定 内 容

9 標準処理期間

標準処理期間については、福島県林地開発許可制度事務処理要領第19により定めております。

(標準処理期間)

第19 部長及び所長は、許可事務の処理に当たり迅速、適正、かつ円滑な執行に努めるものとする。

2 標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール以上 75日

(2) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール未満 55日

3 前項の日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

(1) 申請の文書の不備その他の理由により申請の文書の補正等に要する日数

(2) 次に掲げる県民の休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から1月3日までの間（ア及びイに掲げる日を除く。）

4 要綱第9条に規定する計画変更の許可申請に関する事務の処理については、前各項を準用するものとする。